

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

始



327  
700

度量衡要義

327-700



例言

- 一、本書ハ計量思想ノ普及ヲ圖ランガ爲メ之レガ資料トシテ記述シタルモノナリ。想フニ文明ノ基礎タル科學ノ進歩ハ計量思想ノ發達ニ須タザルベカラズ。然ルニ我ガ國民ハ由來計量思想ニ乏シト稱セラル。之レ、本書ヲ刊行シテ此ノ缺陷ヲ裨補スルノ一助ニ供セントスル所以ナリ。
- 一、本書ハ度量衡ニ關シ。一般國民ノ周知スベキ事項ノ大要ヲ擧ゲタルモノニシテ。通俗ヲ主眼トシ專門ニ涉ラズ。
- 一、度量衡器ニ關スル事項ニ付テハ。本書ニ載スル所ノ圖面ヲ參照スルヲ便トスト雖。一層其ノ觀念ヲ的確ナラシムル爲。標本若クハ實物ニ付尙之ヲ明ニスヘシ。
- 一、『メートル』法度量衡ハ。各國共通ノ度量衡トシテ。最モ重要視セ

大正  
4. 3. 18  
ト 交



ラル、所ナルヲ以テ之ニ關スル事項ニ付テハ。本書ニ掲グル所ニ基キ。特ニ博ク通曉スルコトニカムルノ要アリ。

一、各國度量衡ノ比較ハ。諸書載スル所必ズシモ同ジカラズ。爲メニ。多クハ其ノ撰擇ニ迷ヘリ。本書附録トシテ載スル所ノ比較表ハ。農商務省ノ調査ニ係リ。最モ信ヲ措クニ足ルベキモノナルヲ以テ。各國度量衡ノ比較換算ハ該表ニ依リ之ヲ行フヲ。確實ニシテ且適當トス。

## 度量衡要義目次

第一章	度量衡ノ基本	一
第二章	度量衡ノ原器	二
第三章	度量衡ノ名稱命位	五
第四章	我國度量衡ノ沿革	一三
第五章	メートル法ノ起源	一六
第六章	度量衡器ノ種類	一九
第七章	度量衡器ノ構造	二五
第一節	度器	二六
第二節	量器	二九
第三節	衡器	三五
第八章	度量衡器ノ公差	四二
第九章	度量衡器ノ供給機關	四六
第十章	度量衡器ノ檢定	四六

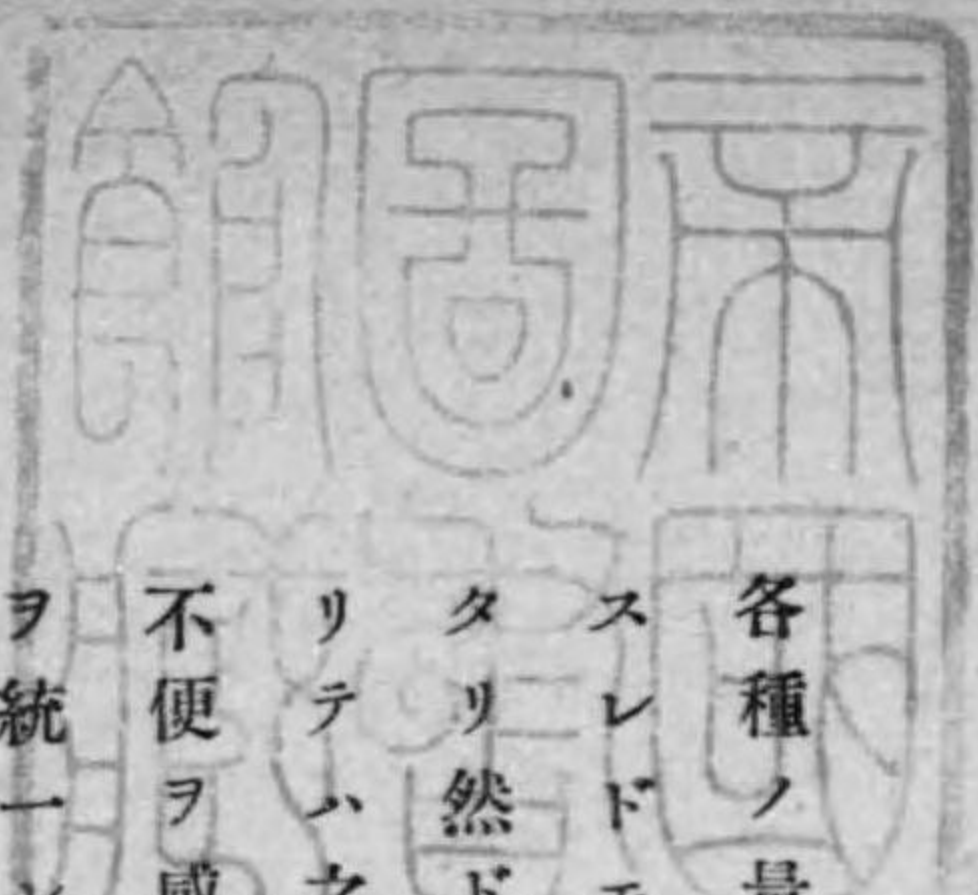
目次	二
第十一章 檢定證印及檢定消印	四八
第一節 檢定證印	四八
第二節 檢定消印	四九
第十二章 度量衡器ノ使用	五〇
第一節 度量衡器ノ使用心得	五〇
第一款 度器	五〇
第二款 量器	五一
第三款 衡器	五二
第二節 度量衡器ノ使用制限	五六
第三節 使用ヲ禁ジタル度量衡器	五八
第十三章 度量衡器ノ取締	六二
第一節 第一種取締	六三
第二節 檢査濟印	六三
第三節 第二種取締	六四
第十四章 度量衡ニ關スル罰則	六五

附録

一、度量衡比較表	一
一、メートル條約譯文	二〇
一、度量衡法	二九
一、度量衡法施行令	三四
一、度量衡法施行細則拔萃	五〇
一、度量衡器又ハ計量器ノ比較檢査ニ關スル手数料徴收ノ件	五四
一、度量衡器及計量器比較檢査規則	五五
一、甲種檢定請求者及度量衡器又ハ計量器ノ比較檢査依頼者心得	五七
一、一斗枰使用ニ關スル件	五七
一、海里及一尋ノ制	五八
一、寶石類ノ計量單位ノ値ニ關スル件	五八

# 度量衡要義

## 第一章 度量衡ノ基本



各種ノ量ヲ計ルニハ各其ノ標準ト爲スベキ一定ノ量即チ單位ヲ定ムルコトヲ要スレドモ單位量ノ値ハ各人任意ニ之ヲ定メ得ベク又古來事實ニ於テ區々ニ涉リタリ然レドモ度量衡ノ如ク人類百般ノ事柄ニ最モ密接ナル關係ヲ有スルモノニ在リテハ之ヲ一定シテ確固不動ノモノト爲スニアラザレバ人類生活上營ニ多大ノ不便ヲ感スルノミナラズ文化ノ進展ヲ妨グルコト亦尠カラザルベシ而モ廣ク之ヲ統一シテ普遍的ノモノトナスコトハ到底個人ノ力ヲ以テ能クスル所ニアラズ必ズヤ國家ノ力若クハ世界各國ノ協力(メートル法ノ加キ)ニ須タザルベカラズ乃チ我國ニ於テハ度量衡法第一條ニ於テ度量ハ尺、衡ハ貫ヲ以テ基本トス下規定シ以テ之ガ國家的劃一ヲ圖レリ而シテ所謂基本トハ即チ度量衡ノ計量上其ノ基礎トシテ規定シタル單位量ノ値ヲ謂フ我國ニ於テハ此ノ規定ニ依リ尺、ガ、度、量、貫

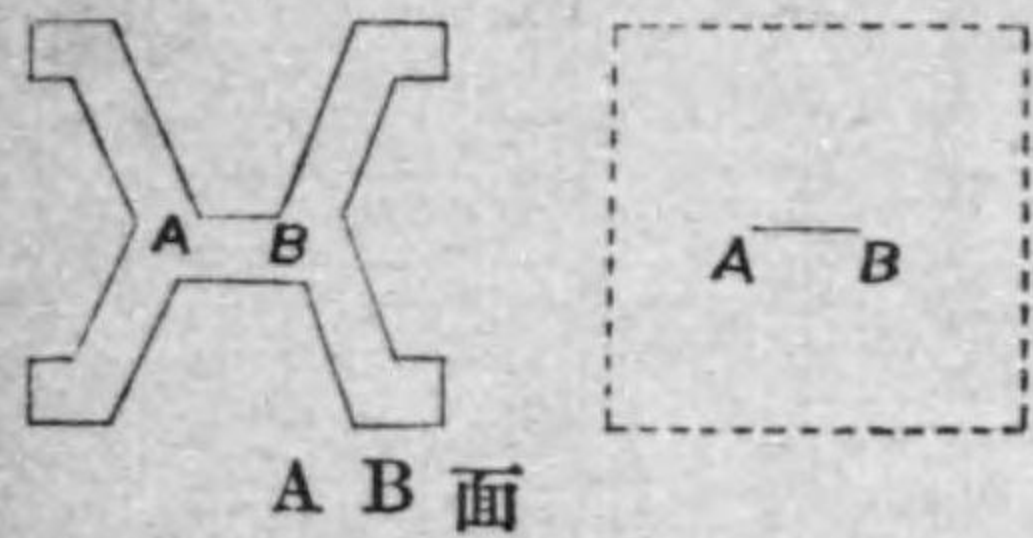
ガ衡ノ基本單位トナレルモノニシテ此ノ外別ニ地積及體積ノ基本單位ヲ設ケザルハ畢竟是等ハ長サノ單位ヨリ之ヲ誘導シ得ラル、ガ故ナリ。

第二章 度量衡ノ原器

度量ノ原器



切斷面



度量衡ノ原器ハ度量衡ノ基本單位ノ值ヲ具體的ニ表示スルガ爲ニ設ケラレタルモノニシテ度量衡法第二條ニ「度量衡ノ原器ハ白金イリヂウム合金製ノ棒及分銅トス其ノ棒ノ面ニ記シタル標線間ノ攝氏〇、一五度ニ於ケル長サ三十三分ノ十ヲ尺トシ分銅ノ質量四分ノ十五ヲ貫トス」ト規定シ以テ其ノ體様ヲ示セリ今少シク敷衍シテ左ニ之ヲ說示スベシ

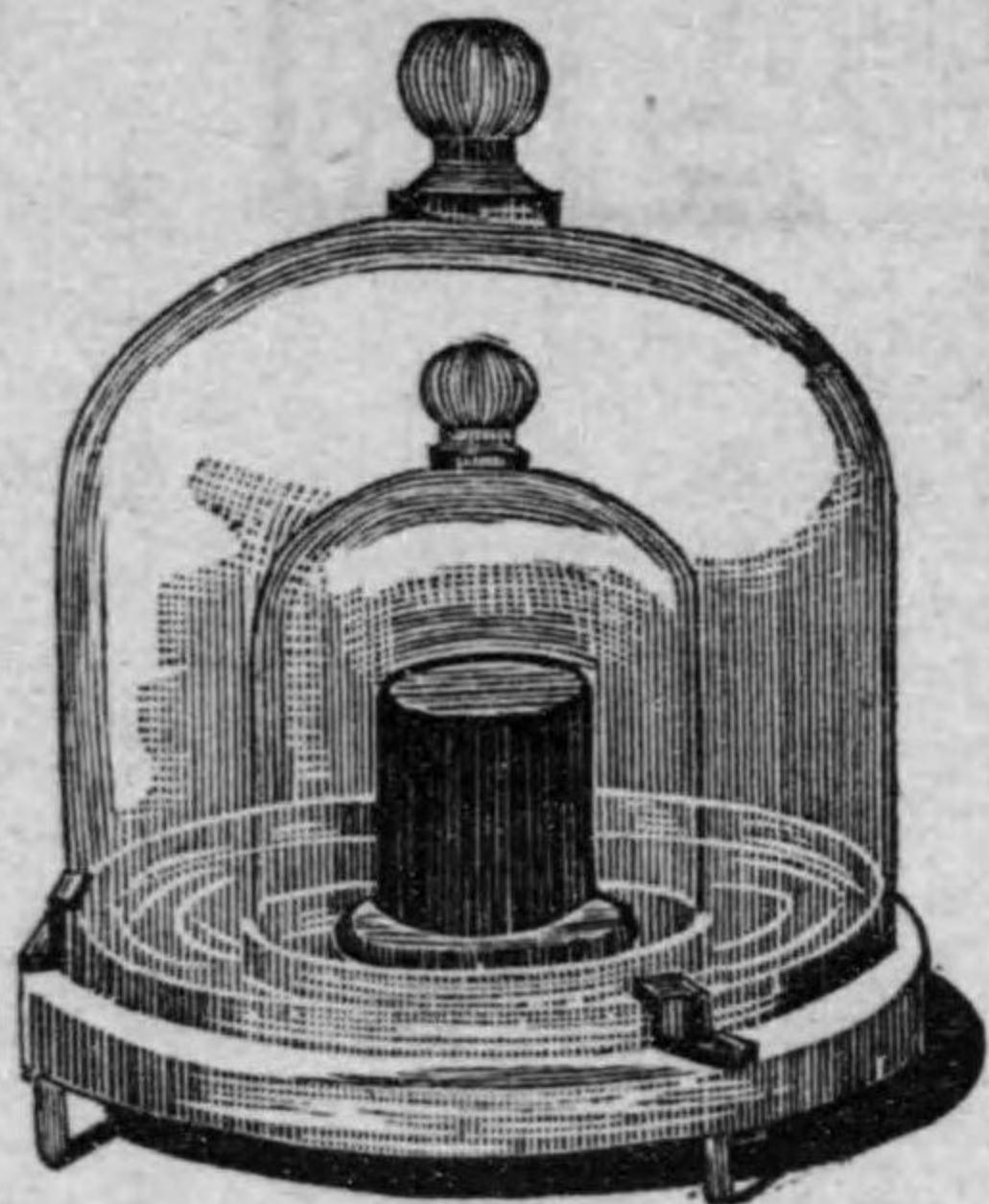
度量ノ原器 度量ノ原器ハ白金九

十分イリヂウム十分ノ割合ヨリ成レル合金製ノ長サ一〇二センチメートルノ棒ニシテ其ノ形狀ハ圖ニ示セルガ如ク切斷面X形ニシテAB面ニ於テ兩端ニ近キ位置ニ軸ノ方向ヲ示ス爲各二個宛ノ縱線ヲ刻ミ又之ト直角ニ交ル三個宛ノ橫線ヲ刻ミアリ而シテ一方ニ於ケル中央ノ橫線ヨリ他方ニ於ケル中央ノ橫線ニ至ル長サハ攝氏〇、一五度ニ於テ二メートルニシテ其ノ三十三分ノ十ヲ一尺トス

衡ノ原器

衡ノ原器モ度量ノ原器ト同ジク白金九十分イリヂウム十分ノ割合ヨリ成レル合金ヲ以テ作ラレ圖ニ示セル如ク其ノ形狀圓壩形ニシテ圓壩ノ直徑及高サハ各三十九ミリメートルナリ而シテ此ノ質量二キログラムニシテ其ノ四分ノ十五ヲ一貫トス

器原ノ衡



抑原器ハ度量衡ニ關スル基本單位ノ值ヲ表示スル國家唯一ノ重要物件ナルヲ以テ學術上最善ノ研究ヲ竭シ永久不變ノ狀態ヲ保持スル爲最モ適當ト認メラレタル物質ヲ撰ミ人力ノ及ブ限リ嚴密ナル注意ノ下ニ佛國巴里萬國度量衡局ニ於テ製

作セラレタルモノニ係リ我國ガ明治十九年メートル條約ニ加入シタル結果明治二十三年之ヲ受領セルモノニシテ農商務省構内ニ特設セラレタル原器室ニ格納シ農商務大臣ニ於テ最モ嚴重ニ之ヲ保管セリ。

農商務大臣ハ原器ニ代用スルガ爲原器ト同一ノ形狀物質ヨリ成レル副原器二組ヲ原器ト同ジク萬國度量衡局ニ委托シテ製作シ其ノ一組ハ農商務大臣之ヲ保管シテ檢定原器其ノ他ノ比較檢査ノ用ニ供シ他ノ一組ハ文部大臣之ヲ保管シテ學術研究ノ用ニ供セリ。

農商務大臣ハ副原器ニ依リ更ニ檢定原器ヲ我國ニ於テ製作セシメ各地方廳ニ交付シ地方長官ハ之ヲ保管シテ日常度量衡器ノ檢定ニ使用スル檢定標準器ヲ比較檢査スルノ用ニ供セリ。

之ヲ要スルニ原器ハ度量衡ニ關スル國家最高ノ基準器ニシテ副原器、檢定原器、檢定標準器順次其ノ下ニ設ケラレ從テ是等ニシテ使用ノ結果自然差狂ノ疑アリト認メラレタルトキハ檢定標準器ハ檢定原器ニ據リ檢定原器ハ副原器ニ據リ副原器ハ原器ニ據リ逐次源ニ溯リテ之ヲ比較檢査シ遂ニ原器ニ至リテ歸一スルモノナリ。

### 第三章 度量衡ノ名稱命位

既ニ度量衡ノ基本單位ヲ定ムト雖單ニ是ノミヲ以テシテハ大小各種ノ物ノ長短多寡輕重ヲ計ルニ不便ヲ感シ到底其煩ニ堪ヘザルベシ仍テ此ノ不便ヲ補ハンガ爲大量ノモノヲ計ルニハ基本單位ノ倍單位例ヘバ度ニ在リテハ間、町等ノ如キ單位ヲ設ケ又小量ノモノヲ計ルニハ基本單位ノ分單位例ヘバ衡ニ在リテハ分、分等ノ如キ單位ヲ設ク此ノ倍單位及分單位ヲ併セテ基本單位ノ補助單位ト謂ヒ地積ノ單位步、畝等ノ如キ又ハ容積ノ單位升、合等ノ如キ長サノ單位ヨリ誘導シテ設ケラレタル單位ヲ誘導單位ト謂ヒ基本單位補助單位及誘導單位ノ名稱ヲ總稱シテ度量衡ノ名稱ト名ヅク而シテ同ジ種類ノ各單位間ノ比較例ヘバ丈ハ尺ノ十倍ニシテ寸ハ尺ノ十分ノ一ナリト云フガ如キ關係ヲ稱シテ度量衡ノ命位ト謂フ。

我國現行法規ニ於テ規定セラレタル度量衡ノ名稱命位ニ四ツノ系統アリ(一)尺貫法(二)鯨尺(三)メートル法(四)ヤード、ポンド法是ナリ。

尺貫法及鯨尺ハ我國固有ノ度量衡ニシテメートル法ハ元ト佛國ニ於テ制定セラレタルモノナレドモ明治二十六年一月ヨリ我國ニ採用セラレタルモノニシテ又



「ヤード、ポンド」法ハ英國ノ制度ニ係ル度量衡ナレドモ明治四十二年七月ヨリ我國ニ採用セラレタルモノナリ、從テ「メートル」法及「ヤード、ポンド」法ハ爾來我國法定ノ度量衡タル地位ヲ占ムルニ至レルモノナリ。

左ニ以上四系統ノ度量衡ノ名稱命位ヲ掲ゲ「メートル」法及「ヤード、ポンド」法ニ付名稱ノ法定略字及通俗用略字又ハ通俗用稱呼ヲ併記スベシ但シ名稱ノ略字ヲ使用スル場合ニハ其ノ整一ヲ圖リ何人ニモ之ヲ會得シ易カラシムル爲專ラ法定ノモノヲ撰ブノ習慣ヲ養成スルヲ可トス

(一) 尺貫法

- 度 尺ノ一萬分ノ一
- 厘 尺ノ千分ノ一
- 分 尺ノ百分ノ一
- 寸 尺ノ十分ノ一
- 尺 十尺
- 丈

- 間 六尺
- 町 三百六十尺
- 里 一萬二千九百六十尺
- 地積
- 畝 步ノ百分ノ一
- 段 步ノ十分ノ一
- 町 三十六平方尺
- 畝 三十步
- 段 三百步
- 町 三千步
- 量
- 勺 升ノ百分ノ一
- 合 升ノ十分ノ一
- 升 六萬四千八百二十七立方分
- 斗 十升

百升

石

衡

毛

厘

分

忽

貫

斤

百六十忽

(二) 鯨尺

鯨尺分

鯨尺尺ノ百分ノ一

鯨尺寸

鯨尺尺ノ十分ノ一

鯨尺尺

尺ノ四分ノ五

鯨尺丈

十鯨尺尺

(三) 「メートル」法

度

名稱ノ法定略字

名稱ノ通俗用略字又ハ通俗用稱呼

「ミリメートル」

「メートル」ノ千分ノ一

耗又ハ MM

密米、ミリ

「センチメートル」

「メートル」ノ百分ノ一

釐又ハ CM

厘、センチ、サンチ

「デシメートル」

「メートル」ノ十分ノ一

分又ハ DM

分

「メートル」

尺ノ十分ノ三十三

米又ハ M

米突

「デカメートル」

十「メートル」

十

十

「ヘクトメートル」

百「メートル」

百

百

「キロメートル」

千「メートル」

軒又ハ KM

基米突、吉米、キロ

地積

「センチアール」

「アール」ノ百分ノ一

一

一

「アール」

歩ノ四分ノ百二十一

一

一

「ヘクタール」

百「アール」

一

一

量

「センチリットル」

「リットル」ノ百分ノ一

厘又ハ CL

一

「デシリットル」

「リットル」ノ十分ノ一

分又ハ DL

一

「リットル」

升ノ二千四百〇一分ノ千三百三十一

立又ハ L

立突

衡

「デカリットル」	十「リットル」	針
「ヘクトリットル」	百「リットル」	頭
「ミリグラム」	「キログラム」ノ百萬分ノ一	ミリ
「センチグラム」	「キログラム」ノ十萬分ノ一	センチ
「デシグラム」	「キログラム」ノ一萬分ノ一	デシ
「グラム」	「キログラム」ノ千分ノ一	グラム
「デカグラム」	「キログラム」ノ百分ノ一	デカ
「ヘクトグラム」	「キログラム」ノ十分ノ一	ヘクト
「キログラム」	「キログラム」	キログラム

附言

「メートル」法度量衡ニ於テ「キロ」トハ千倍、「ヘクト」トハ百倍、「デカ」トハ十倍、  
「デシ」トハ十分ノ一、「センチ」トハ百分ノ一、「ミリ」トハ千分ノ一ヲ意味ス

(四) 「ヤードポンド」法

「インチ」	「ヤード」ノ三十六分ノ一	吋又ハ in	一
「フット」	「ヤード」ノ三分ノ一	呎又ハ ft	一
「ヤード」	尺ノ一萬二千五百分ノ三萬七千七百十九	碼又ハ yd	ヤール
「チェイン」	二十二「ヤード」	鎖	一
「マイル」	千七百六十「ヤード」	哩	一

量

「ガロン」	升ノ五萬分ノ十萬四千九百二十三	加侖	一
-------	-----------------	----	---

衡

「グレニー」	「ポンド」ノ七千分ノ一	gr	氏
「オンス」	「ポンド」ノ十六分ノ一	oz	号
「ポンド」	貫ノ三千百二十五分ノ三百七十八	封度又ハ lb	封、听、英斤
「トン」	二千二百四十「ポンド」	噸	一

以上四系統ノ中「メートル」法度量衡ハ其ノ基本互ニ相關聯シ且總テ十進法ニシテ  
規則正シク組立テラレ使用上甚ダ便利ナルガ爲メ現今伊太利、葡萄牙及其ノ殖民  
地、秘露、白耳義、獨逸、智利、ルーマニア、埃太利、洪牙利、和蘭及其ノ殖民地、諾威、佛蘭西及

其ノ殖民地、ブルガリア、コロンビア、伯爾西爾、ルクセンブルグ、亞爾然丁、セルビヤ、瑞典、西、瑞典、ウルクワイ、墨西哥、モンテネグロ、西班牙ノ二十三箇國ハ之ヲ専用シ露西亞、日本ポリビヤ、ニカラガ、ベネジユラ、土耳其、巴拉グワイ、グワテマラ、暹羅、丁抹、英國及其ノ殖民地、希臘、埃及、北米合衆國ノ十四箇國ハ其ノ國固有ノ度量衡ト共ニ之ヲ併用セリ斯ノ如ク其ノ使用ノ範圍非常ニ廣ク殆ンド世界共通ノ度量衡トシテ最重要視セラレ遂ニ世界ノ度量衡ハ「メートル」法ヲ以テ統一セラルルノ趨勢ヲ呈スルニ至レリ

翻テ我國現在ニ於ケル度量衡分布ノ状態ヲ觀ルニ其ノ使用ノ範圍最モ廣キハ固ヨリ我國固有ノ系統タル尺貫法度量衡ナリト雖「メートル」法度量衡ハ法律ニ於テ我國度量衡トシテ採用セラレタルノミナラズ夙ニ軍事、醫藥、及學術研究上普ク使用セラレ今ヤ時勢ノ進運ニ伴ヒ逐年其ノ使用範圍擴張セラレツツアリ故ニ左ニ我國固有ノ度量衡ニ付其ノ沿革ノ大要ヲ述ブルト共ニ「メートル」法ニ付テモ其ノ起源ノ梗概ヲ擧グ以テ參考ノ資ニ供セントス

「ヤード、ポンド」法度量衡ハ其ノ組織複雜ニシテ實用上不便尠カラズト雖其ノ制定國タル英國ノ商工業ト共ニ我國ニ輸入セラレ海軍鐵道其ノ他鐵線、毛織物等ノ如キ貿易品ノ取引ニ使用セラレツツ

アリ然レドモ其ノ制定國タル英國ニ於テモ既ニ之レガ改廢ヲ圖ラントスルノ機運ニ向ヒツツアルモノナルニ付「メートル」法ノ如ク將來發達スベキコトナカルベク我國ニ於テモ取締上止ムヲ得ズ法ヲ以テ之ヲ規定シタルニ過ギザルナリ

#### 第四章 我國度量衡ノ沿革

我國ニ於テハ上古如何ナル度量衡ノ用ヒラレシヤ史乘ノ徵スベキモノナキヲ以テ明ナラズト雖社會ノ組織幼稚ナル自然經濟ノ時代ニ於テモ人間生活上必ズ長短多寡輕重ヲ計較スル度量衡ノ感念ナキ能ハズ惟フニ我國上古物ノ長サヲ計ルニハ「握」(手ニテ握ミテ四指ノ廣サノ程ヲ度)「咫」(大指ト中指トヲヒロゲテ度ル)「尋」(臂ヲヒロゲテ長大ノ物ヲ度ル)「一握」(手ニテ握ミテ四指ノ廣サノ程ヲ度)「咫」(大指ト中指トヲヒロゲテ度ル)「尋」(臂ヲヒロゲテ長大ノ物ヲ度ル)ト言ヒシニ依テ見レバ蓋シ計量ノ具未ダ備ハラザリシヲ以テ手指ニ依リ其ノ用ヲ辨ゼシモノナランモ量ト衡トハ何ニ依テ計リシヤ傳ハラズ然ルニ應神帝ノ朝以後三韓及隋唐トノ交通漸ク盛ナルニ至リテヨリハ文物制度ノ傳來ト共ニ度量衡ノ器具モ亦輸入セラレタルモノ、如シ然レドモ未ダ之ガ統一的法則ノ定マリタルモノナカリシカバ紀元千三百六十二年文武帝ノ大寶二年唐制ニ則ツテ始メテ度量衡ノ制ヲ定メ律令ヲ以テ天下ニ頒タル曰ク凡度十分爲寸、寸十分爲尺、一尺二寸爲大尺、一尺十分爲丈、量十分爲升、三升爲大升、一升十分爲斗、十斗爲斛、權衡廿四



法律第三號ヲ以テ度量衡法ヲ發布シ度量衡取締條例ヲ廢止セリ而シテ同法ニ於テ初メテ第一章及第二章ニ述ブルガ如ク尺ヲ度量貫ヲ衡ノ基本トシ一尺ハ二メートルノ三十三分ノ十トシ(度量衡取締條例ニ於テ定メタル曲尺一尺ノ値ニ比シ觀測上)一貫ハ一キログラムノ四分ノ十五トス(度量衡取締條例ニ於テ定メタル一匁ノ値ハ同)ト規定セリ其ノ後又「ヤード、ポンド」法度量衡取締ノ必要ヲ認メ明治四十二年ニ至リ更ニ度量衡法ヲ改正シテ「ヤード、ポンド」法度量衡モ亦我國法定ノ度量衡トシテ之ヲ規定セリ現行法規ノ内容ニ付テハ第六章以下ニ於テ其ノ大要ヲ叙述スベシ

### 第五章 「メートル」法ノ起源

「メートル」法ハ佛國ニ於テ大革命ノアリシ後諸般ノ新制ト共ニ創設セラレタル制度ニシテ是ヨリ前同國ニ於テハ各地ノ度量衡各其ノ制ヲ異ニシテ紛雜極リナク衆庶ノ不便甚シカリシヲ以テ千七百九十年立憲會議ニ於テ其ノ改正ニ着手シ識見卓絶ノ學者ヲ委員ニ選ビ審理セシメタル結果千七百九十三年ニ至リ「メートル」法度量衡ノ制ヲ定メ法律ヲ以テ之ヲ發布セリ而シテ同法ニ於テハ地球子午線ノ四千萬分ノ一ニ相當スル長サヲ以テ長サノ基本ト定メ之ヲ「メートル」ト名ヅケ尙

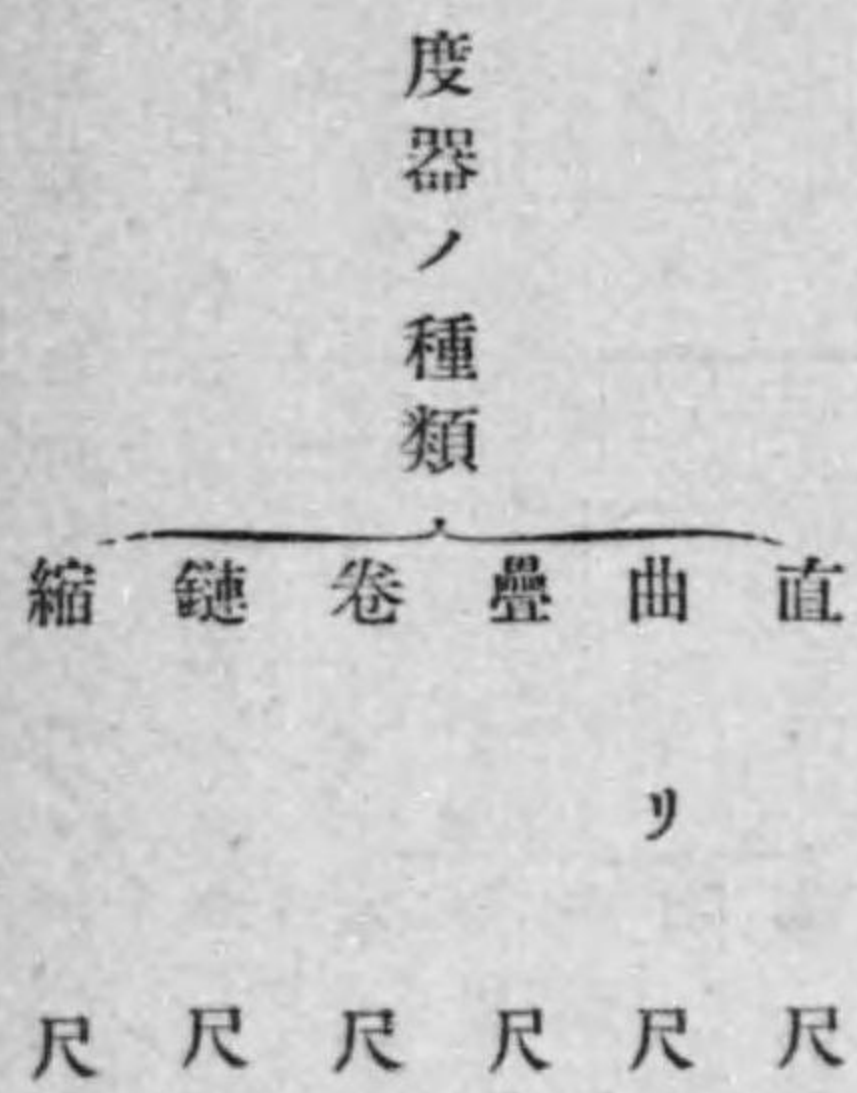
實物ヲ以テ之ヲ表示スル爲攝氏零度ニ於テ「メートル」ノ長サニ等シキ標識ヲ施セル白金棒ヲ作り又攝氏四度ニ於テ「メートル」ノ十分ノ一立方即チ「デシメートル」立方ノ純粹ナル水ノ質量ヲ以テ衡ノ基本ト定メ之ヲ「キログラム」ト名ヅケ尙實物ヲ以テ之ヲ表示スル爲メ「キログラム」ノ質量ヲ有スル白金分銅ヲ作レリ此ノ改正制度ハ後年萬國度量衡ノ基礎ヲ爲セルモノナリト雖當時佛國ニ於テハ從來慣用ノ舊度量衡ヲ固執シ改正度量衡ニ反對スル者甚多ク殊ニ下層社會ノ反抗最モ甚シカリシヲ以テ止ムナク千八百十二年布告ヲ發シテ復タ舊度量衡ノ使用ヲ許セリ然ルニ其ノ後人智ノ進歩ニ伴ヒ「メートル」法ノ便利ナルコト漸ク一般ニ認めラルルニ至リシヲ以テ遂ニ千八百四十年ヨリ「メートル」法ノ專用ヲ布告シ始メテ同國ニ於テ「メートル」法ノ大成ヲ遂グルニ至レリ爾來伊太利、獨乙澳、太利、和蘭、白耳義、西班牙、葡萄牙等ノ諸國ハ相踵テ其ノ國固有ノ度量衡ヲ捨テテ單ニ「メートル」法ノミヲ採用シ英國ノ如ク舊慣ヲ重ンズル國ニ在テリモ「メートル」法ヲ契約ノ場合ニ用ユルモ妨ゲナキコトヲ布告シ世界文明國ノ度量衡ハ翕然トシテ「メートル」法ニ傾ケリ茲ニ於テ各國間ノ通商取引ヲ容易ナラシメ且學問上ニ於ケル度量衡ノ一致ヲ圖ランガ爲遂ニ一千八百七十二年有名ナル萬國度量衡會議ヲ佛國

巴里ニ開キ諸外國二十七ヶ國ヨリ各委員ヲ派遣シ會議ノ結果地球子午線ノ長サ及攝氏四度ノ純粹ナル水ノ質量ノ測定ハ學術ノ進歩スルニ從ヒ益々精密ニ赴キ「メートル」法制定當時ニ於ケル測定ノ值ヲ以テ永久不變ノモノト認ムベカラザルニ依リ曩ニ「メートル」法制定當時佛國政府ニ於テ製作シタル白金棒ノ面ニ記セル標線間ノ攝氏零度ニ於ケル長サヲ以テ「メートル」トシ又白金分銅ノ質量ヲ以テ「キログラム」トシ度量及衡ノ「メートル」法ノ基本ト定メ第二章ニ述ベタル原器ト同一ノ物質及構造ヨリ成ル原器ヲ新製シテ之ヲ度量衡萬國原器ト爲シ之ニ依リテ各國使用ノ原器ヲ模製シ其ノ求メニ應ジ費用ヲ徴シテ之ヲ配布スルコトヲ決議セリ是實ニ「メートル」法ノ制度ヲ採用セル諸國ニ於ケル度量衡ノ基本ヲ統一スルニ與テ多大ノ效果ヲ齎セル企ナリシガ其ノ後尙進ンデ「メートル」法ヲ萬國ニ施行シ且之ヲシテ完全ナラシメントスルノ目的ヲ以テ千八百七十五年佛國巴里ニ於テ獨乙國外十六箇國ノ間ニ「メートル」條約ヲ締結シ共同ノ費用ヲ以テ萬國度量衡局ヲ巴里ニ常置シ各國新製原器ノ比較監査其ノ他度量衡ニ關スル學術上ノコトヲ司ラシメ且六年目毎ニ一回萬國會議ヲ巴里ニ於テ開キ「メートル」法ノ擴張竝改良ノ爲必要ナル方法ヲ討議スルコトトナセリ爾來世界各國此ノ條約ニ加入ス

ルモノ愈々多ク我國ハ明治十九年(千八百八十六年)之ニ加入シ同年四月十六日勅令ヲ以テ萬國「メートル」條約加入ノ件ヲ公布セリ。

### 第六章 度量衡器ノ種類

度量衡器ニハ其ノ形狀物質又ハ用法ニ依リ種々ノ俗稱アリ然レドモ法規ニ於テハ同一ノ形狀若クハ物質ヨリ成リ又ハ同一ノ用法ヲ備フルモノハ同種類ノモノトシテ同一法定名稱ノ下ニ包括シ且又其ノ種類ヲ限定シ以テ度量衡器使用撰擇ノ便宜ヲ計リ且法定器物タル信用ヲ保持セシメ使用ノ圓滿ヲ期セリ  
今法規ニ從ヒ其ノ種類ヲ表示スレバ左ノ如シ







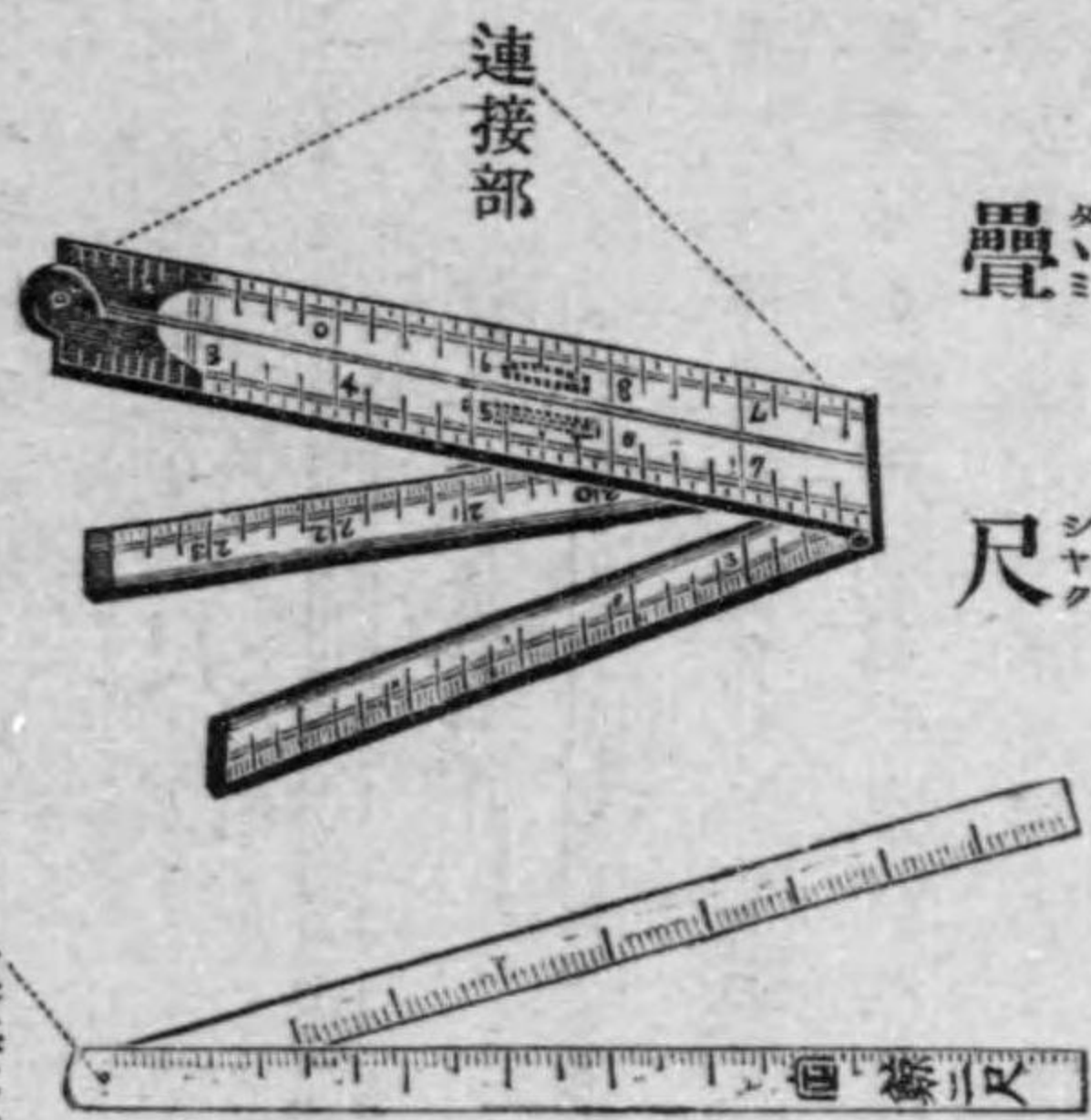






アレバ尺角ノ材木ヲ得ルコトヲ知ルナリ但シ此ノ裏目ハ現行法規ニテハ檢定セザルコト、ナリ居レリ

### 疊尺



連接部

連接部

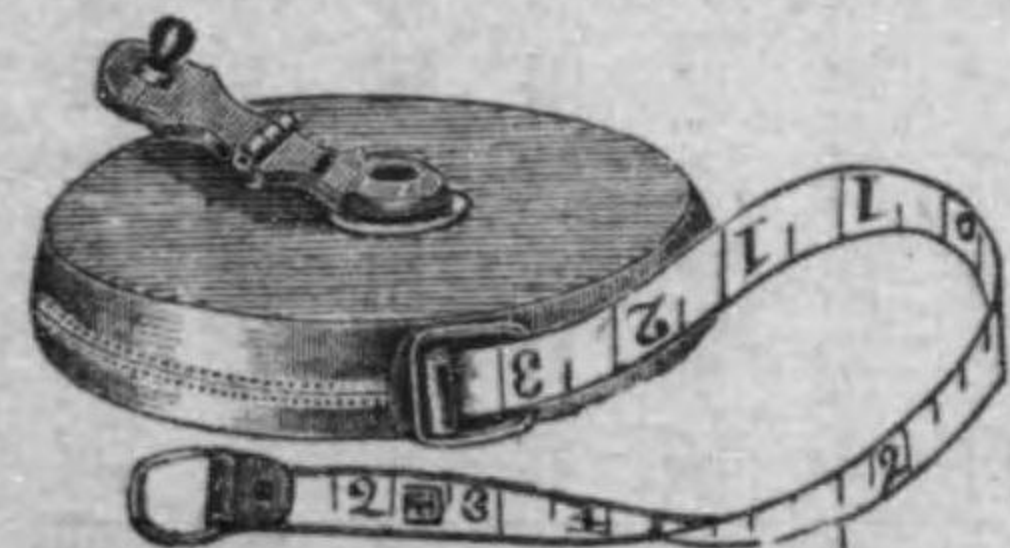
疊尺ハ俗ニ折尺又ハ接尺ト稱シ竹木金屬等ヲ以テ携帯ニ便ニスル爲メ折リ疊ミ得ル様作ラレタルモノニシテ物ノ長サヲ度ルトキハ眞直ニ引延バシテ使用スルモノナリ身長計、測量用ノ箱尺等モ此ノ中ニ含マル

● 卷尺ハ麻竹又ハ鋼鐵ヲ以テ作ラ

レ其ノ形

細帶狀又ハ線狀ヲ爲シ携帯ニ便ニスル爲メ如ク丸ク卷キ得ル構造ノ度量器ニシテ物ノ周圍ヲ度リ又ハ土木測量等ニ用ヒラル、モノナリ

### 卷尺

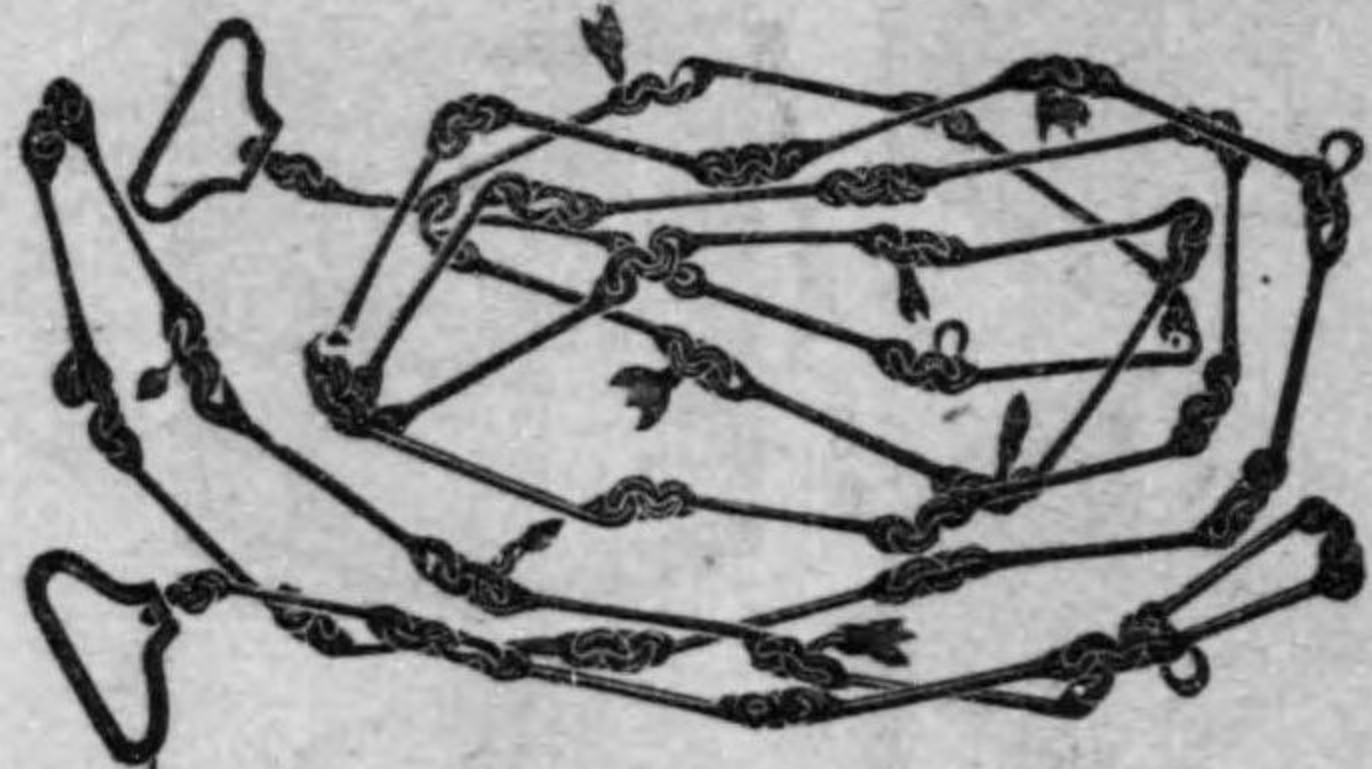


(細帶狀)

(狀線)

### 鏈尺

識標ノ盛目



環

鏈尺ハ鋼鐵ノ鏈ヲ以テ作ラレ半間、一間ニ當ル箇所ニ眞鍮片ヲ附シテ目盛ノ標識トナセル度量器ニシテ細カキ目盛ナク主トシテ土木測量ニ使用セラル、モノナリ

● 縮尺ハ主ニ竹木又

ハ金屬ヲ以テ作ラ

レ或ル一定ノ長サ

ノ割合ヲ目盛シタ

ル度量器ニシテ多ク

ハ製圖ノ際使用セ

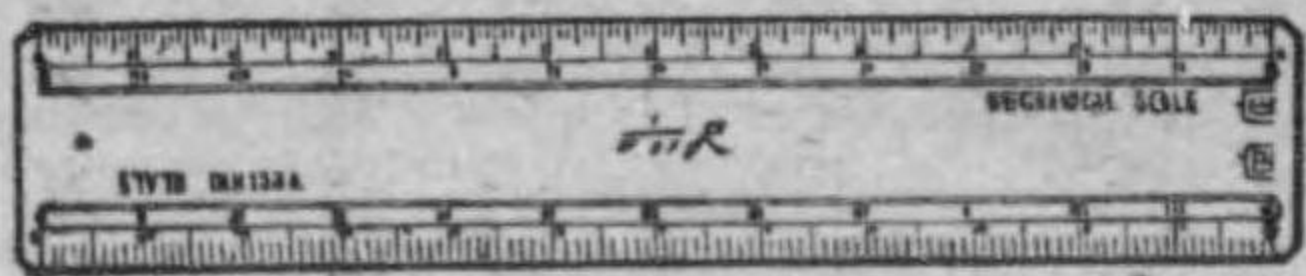
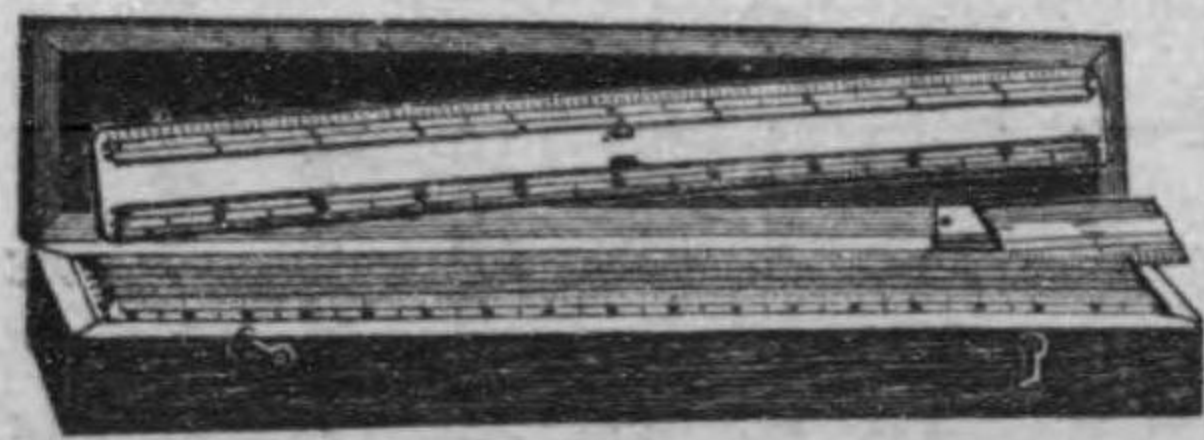
ラル、モノナレドモ俗ニ雛形尺文尺ナド、稱スル

裁縫用、足袋用ノモノモアリ雛形尺ノ一目ハ鯨七寸

大ニ二分ノニシテ文尺ノ一目ハ八寸ノ百分ノ一

(鯨尺ナレバ九寸六分ノ百五十分ノ一)ニ目盛シタルモノナリ

### 縮尺



### 第二節 量器

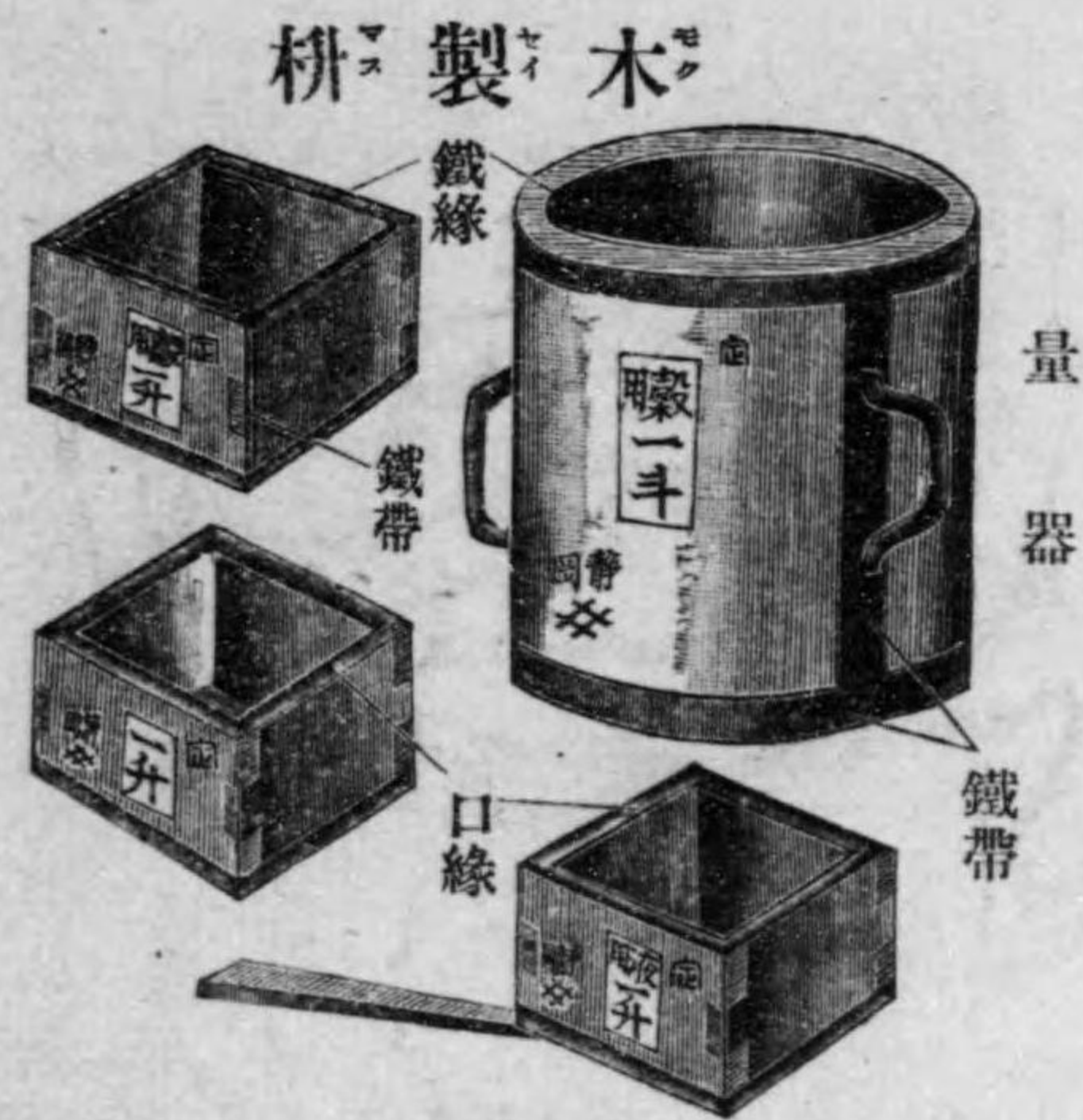
第七章 度量衡器ノ構造 第二節 量器

古來枱ノ形ハ四角ノモノトシテ知ラレタレドモ現行法規ニテハ圓錐形ト爲スヲ原則トシ陶器磁器及玻璃製ノモノニ在リテハ圓錐形ト爲スコトヲモ認メ全量一升以下ノ木製ノモノニ在リテハ方形トナスコトヲモ認メタリ是レ圓錐形ノ方計量上最モ正確ヲ得且使用上便利ナルニ因ルナリ

枱ニハ目盛アルモノト目盛ナキモノトアリ目盛アル枱ノ目盛ハ量ノ名稱ノ一倍二倍五倍又ハ其ノ倍數ノ二分ノ一十分ノ一百分ノ一若クハ千分ノ一ニ限ラル而シテ目盛アルモノハ其ノ目盛ニ依リ目盛ナキモノハ口縁迄物ヲ充タシテノミ使用スヘキモノトス

枱ニハ其ノ全量ヲ側面ニ表記シアリ全量トハ其ノ枱ニテ量リ得ヘキ最大容量ヲ謂フ

木製枱ハ檜楫羅漢柏又ハ姫子松ヲ以テ作ラレタル枱ニシテ圓錐形ノモノト方形ノモノトアリ而シテ又其ノ用途ニ依リ穀類用枱液類用枱及雜用枱ノ三種ニ分タレ其ノ區別ヲ明カニス



ル爲例ヘバ一升枱ニシテ穀類用ノモノニハ用一升 液類用ノモノニハ用液一升 雜用ノモノニハ單ニ一升ト表記シアリ此ノ區別ハ木製枱ノミニ存シ他ノ金屬玻璃陶器磁器製ノ枱ニハ用途上何等區別ヲ設ケナキヲ以テ是等ノ枱ハ何物ヲ量ルニ用ユルモ差支ナキナリ、

穀類用枱ハ鐵板ヲ以テ口縁ヲ被ヒアリ液類用枱、雜用枱ハ木材ノ儘ナレドモ液類用枱ニハ漆塗ノモノアリ

金屬製枱ハ金屬(多クハ鐵葉)ヲ以テ作ラレタル圓錐形ノ枱ニシテ主トシテ牛乳油等ノ液類ヲ量ルニ使用セラレツ、アリ。

金屬製枱

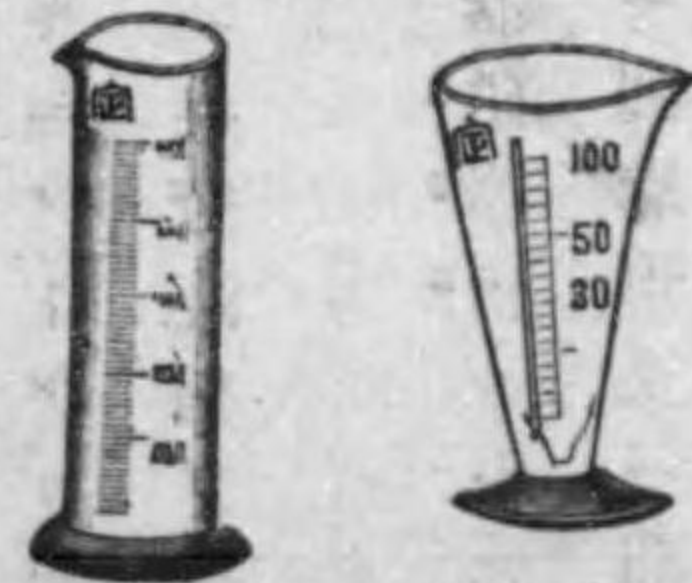


瑯ヲ塗リタルモノアリ之ヲ特ニ珫瑯塗枱ト謂フ

玻璃製枱ハ玻璃ヲ以テ作ラレタル圓錐形

第七節 度量衡器ノ構造 第二節 量器

玻璃製枱



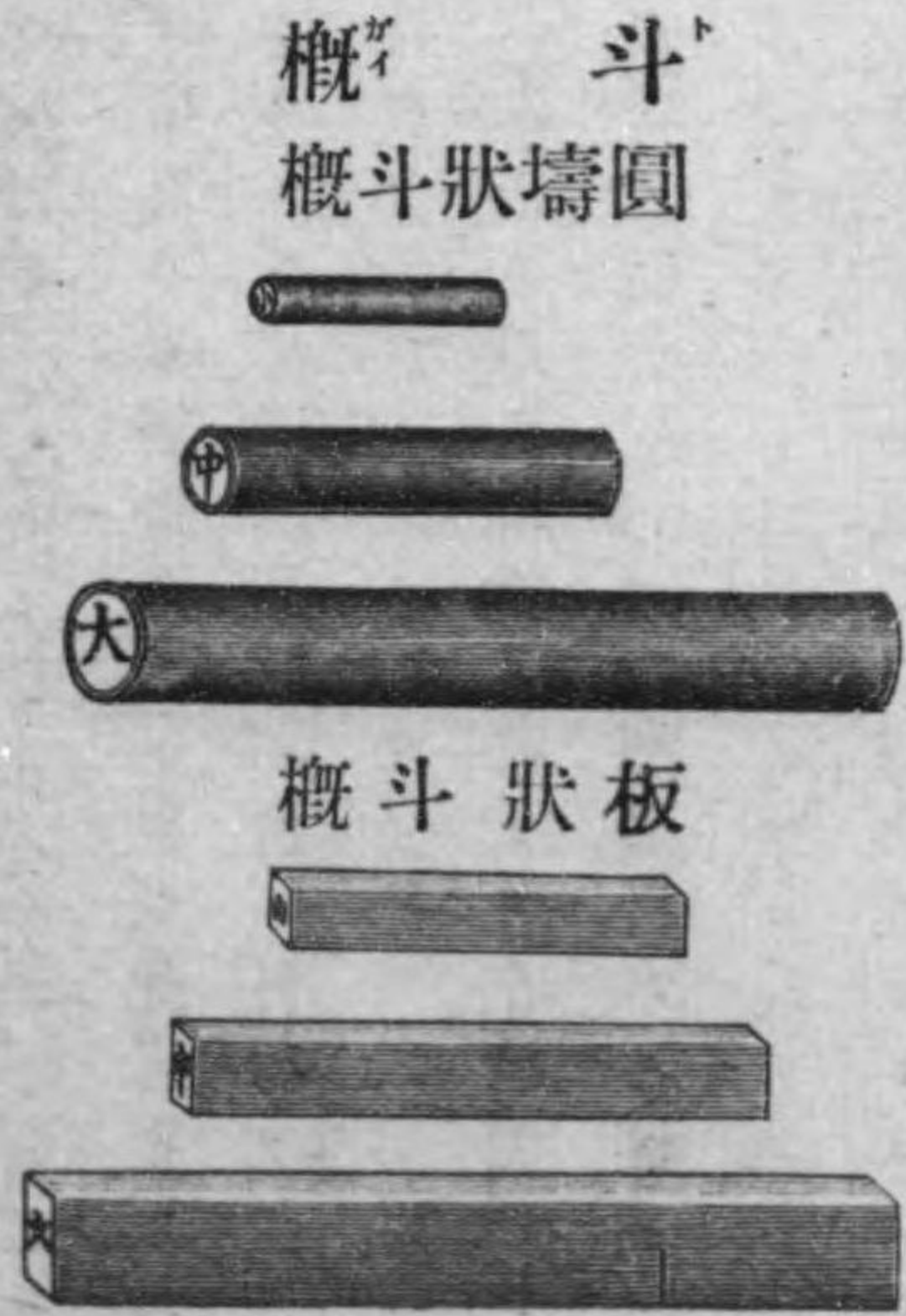
又ハ圓錐形ノ枱ニシテ目盛アルモノト目盛ナキモノトアリ目盛アルモノハ多ク  
醫師藥劑師等水藥ヲ量ルニ用ヒ目盛ナキモノハ一般液類ヲ量ルニ用ヒラルルモ  
又ナリ

### 陶器枱 磁器枱



陶器枱ハ陶器磁器枱ハ磁器ヲ以テ作ラレタル  
枱ニシテ共ニ圓錐形又ハ圓錐形ノモノアリ  
醫師藥劑師等ノ調劑ニ用ユル浸劑器ト稱スル  
枱モ亦磁器枱ノ一種ナリ

ト稱スルモノニシテ櫻又ハ櫨等ノ如キ堅  
キ木材ヲ以テ作ラレ其ノ形圓錐狀ノモノ  
ト板狀ノモノトアリ圓錐狀斗概ハ枱ヲ以  
テ穀類ヲ計量スル場合ニ必ズ之ヲ使用セ



斗概  
圓錐狀斗概  
板狀斗概  
平狀斗概

ザルベカラザルモノニシテ板狀斗概ハ粉狀物ヲ量ルトキニ用ヒラルルモノナリ  
而シテ其ノ大サニ各大小ノ區別アリテ一斗以下又ハ二十リットル以下ノ枱ニ  
ハ大、二升以下又ハ五リットル以下ノ枱ニハ中、二合五勺以下又ハ五デシリットル  
以下ノ枱ニハ小ヲ使用スベキモノナリ

### 化學用度量器

「メスフラスコ」



化學用量器ニハ「メスフラスコ」「ビベット」

「ビベット」



「ビユレット」「メスシリンドル」ノ四種アリ  
各々圖ニ示セルガ如キ形狀ヲナセル玻  
璃製ノ量器ニシテ何レモ専ラ化學分析  
ニ用ヒラルルモノナリ

「ビユレット」



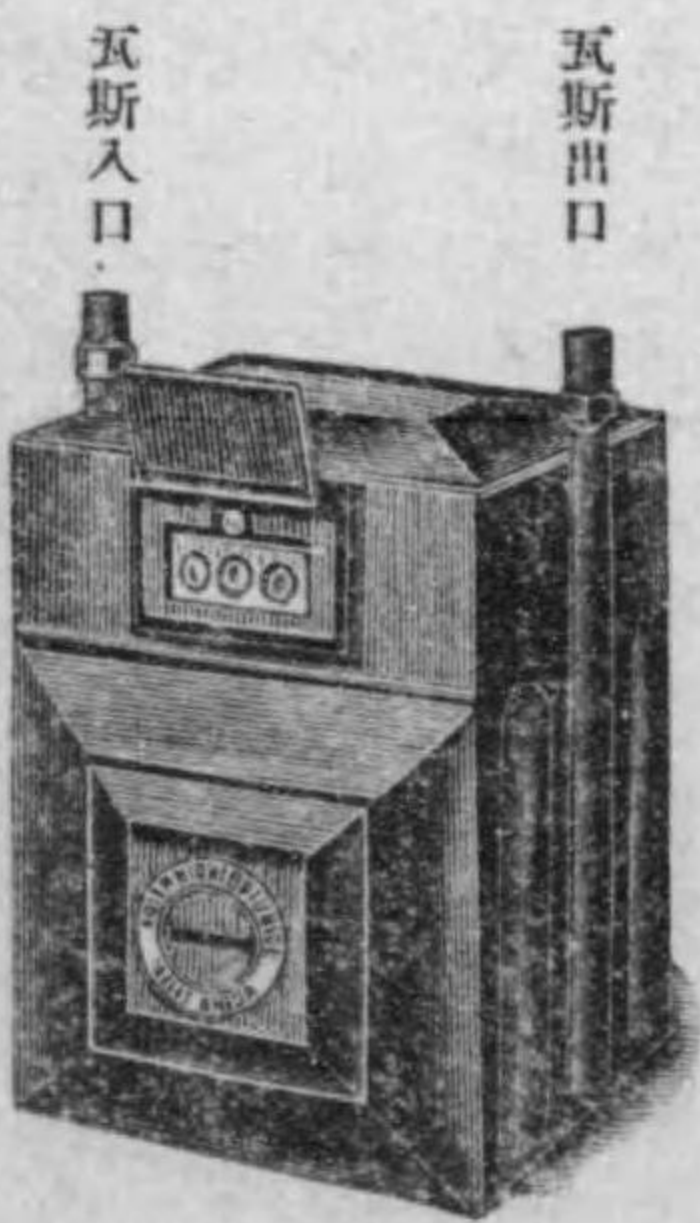
「瓦斯」メートル

「メスシリンドル」



「瓦斯」メートル  
ハ瓦斯  
ノ消費

量ヲ計ル爲瓦斯引用家ニ取付ケ使用セラルルモ  
ノニシテ瓦斯ガ内部ヲ通過スルトキ目盛盤ノ指

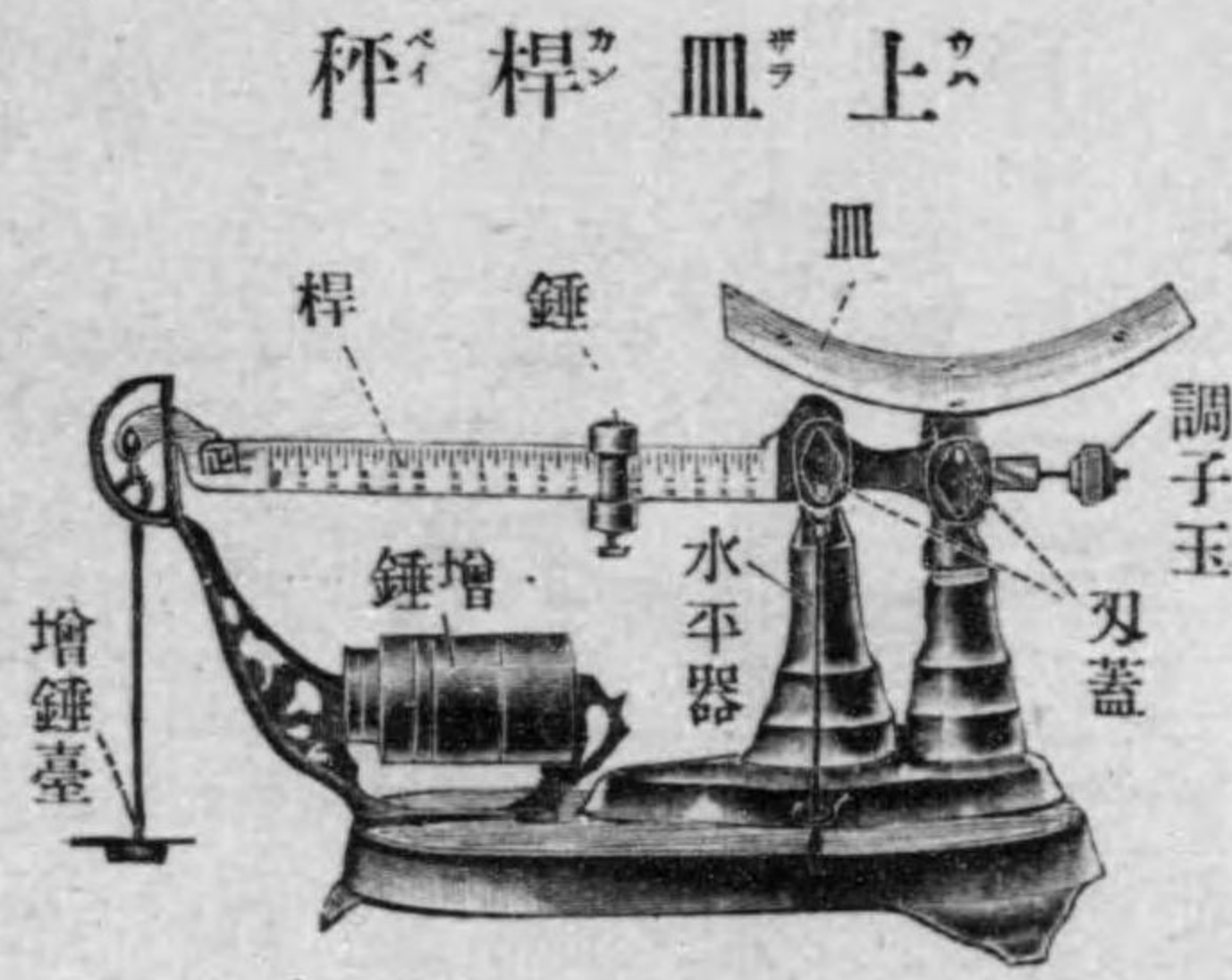




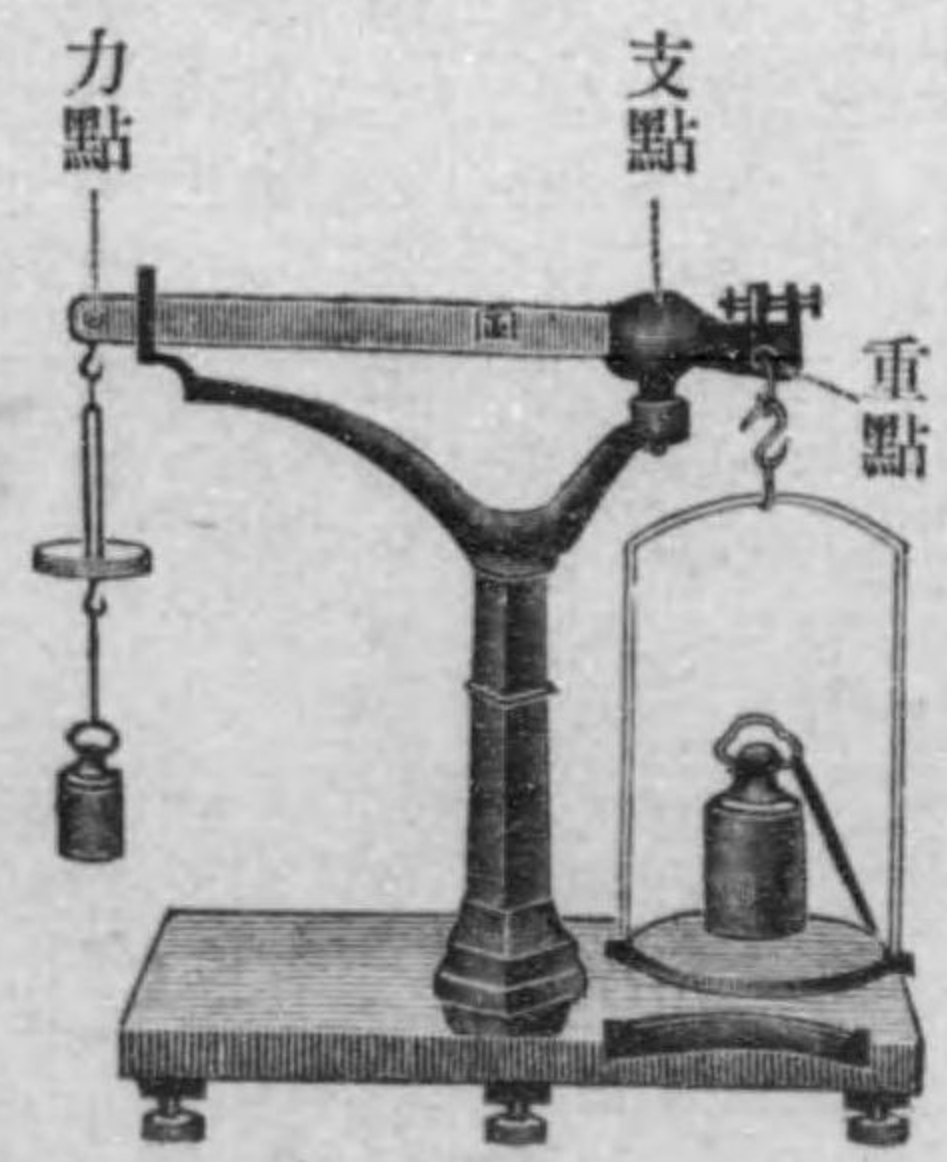




モノト然ラザルモノトアリ定量増鍾附ノモノニハ臺ノ上面ノ縁ニ大中又ハ小ノ文字ヲ表記シアリ此ノ文字ハ之ト同一ノ文字ヲ表記シアル定量増鍾ニアラザレバ其ノ臺秤ニ併セ用ユルヲ得ザルコトヲ示セル符號ナリ

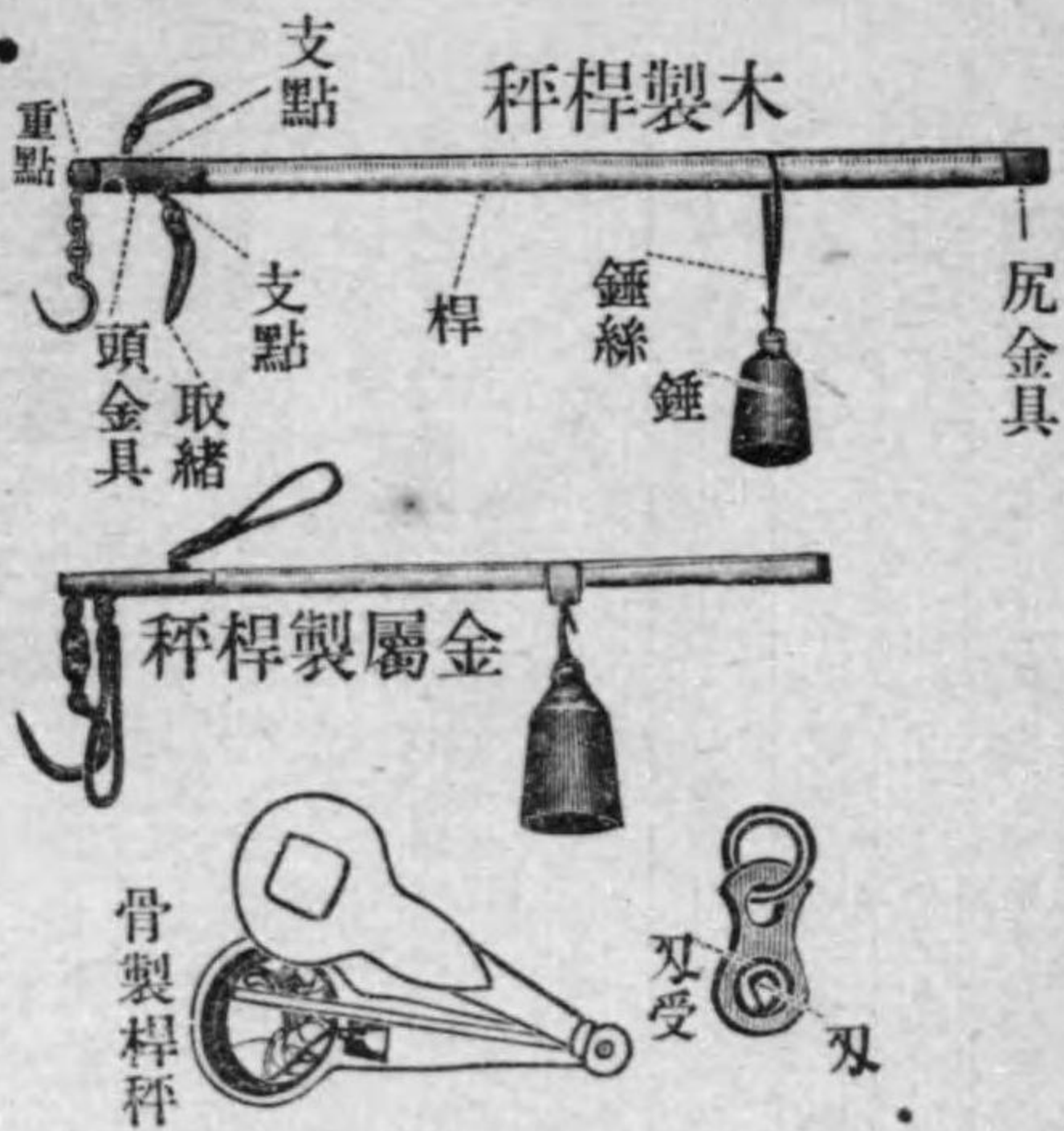


秤秤ハ俗ニ千木秤、皿秤、鈎秤又ハ厘秤、銀秤等ト稱シ古來我國ニ於テ最モ多ク使用



十分秤

秤桿

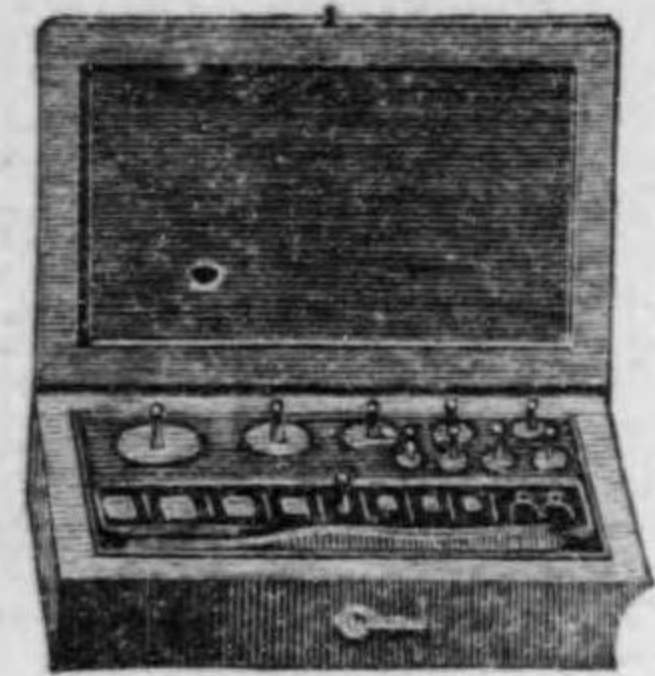


セラルル圖ノ如キ秤ニシテ其ノ桿ガ樘、黒檀、紫檀ノ如キ木材ヲ以テ作ラレタルモノヲ木製桿秤、金屬ヲ以テ作ラレタルモノヲ金屬製桿秤、骨象牙ヲ以テ作ラレタルモノヲ骨象牙製桿秤ト稱ス  
木製桿秤ニハ定量鍾附ノモノト然ラザルモノトアリ後者ノ桿ニハ特ニ「ら」ノ文字ヲ附記シアリ

自働秤ハ使用上至極便利ナル秤ニシテ圖ノ如キ構造ノモノニ在リテハ鈎又ハ臺ニ物ヲ載スルトキハ目盛盤ノ指針、自ラ廻轉シテ其ノ重サニ相當スル目盛ヲ指示スルヲ以テ人手ヲ要セズシテ頗ル簡單ニ物ノ目方ヲ計ルコトヲ得



分銅



分銅ハ金屬又ハ玻璃ヲ以テ作ラレ多クハ圖ニ示セル如ク圓壘形又ハ板狀ヲ爲シ之ニ表記シアル通リノ重量ヲ有セルモノニシテ天秤上皿天秤又ハ十分秤ニテ物ノ重サヲ秤ラントスルトキ一方ノ皿ニ載セテ用ヒラルルモノナリ彼ノ桿秤ニ附屬セル錘ヲ俗ニ「フンドウ」ト稱スルモノアレドモ上述ノ如ク分銅ハ桿秤ノ錘トハ全ク相異セルモノナルニ付混同スルコトナキヲ要ス

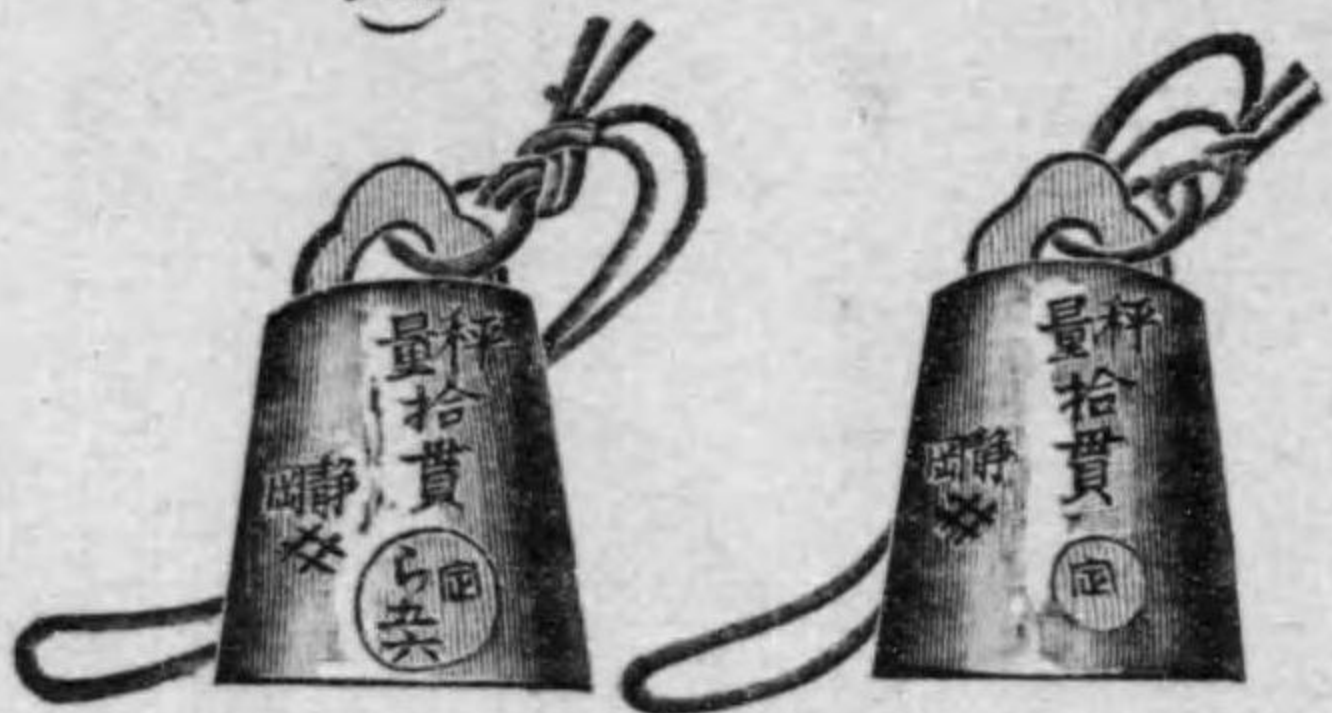
略字ヲ以テ重量ヲ表ハセルモノ

形状ヲ以テ重量ヲ表ハセルモノ

重量略字	重量略字	形状
一毛	一「ミリグラム」	一「ミリグラム」
二毛	二「ミリグラム」	二「ミリグラム」
		三 角 形

五 毛 五「ミリグラム」 5「ミリグラム」 六 角 形

定量錘



(不定量錘)

木製桿秤ノ錘ノ重量カ其ノ附屬スヘキ秤ノ秤量ニ應ジテ一定セルモノト然ラサルモノトアリ前者ヲ特ニ定量錘ト謂フ、定量錘ハ獨立シタル一種ノ衡器トシテ取扱ハルルモノニシテ之ニ附シアル秤量表記ト定量錘附木製桿秤ノ桿ニ附シアル秤量表記ト相一致セハ其ノ何レニモ使用シ得ヘク從ツテ之ニ番號ヲ附シアラサルモ不定量錘ハ一個ノ桿秤ニ專屬スヘキモノナルカ故之ニ其ノ附屬スヘキ桿秤ト同一ノ秤量ノ外「ら」ノ文字及番號ヲ表記シアリ仍テ一見容易ニ其ノ區別ヲ認識シ得ヘシ。

臺秤ノ増錘ニシテ重量ノ一定セルモノト然ラサルモノトアリ前者ヲ特ニ定量増錘ト謂フ、定量増錘ハ獨立シタル一種ノ衡器トシテ取扱ハルルモノニシテ之ニ番

定量増錘



(不定量増錘)



號ノ表記ナク唯其ノ重量ノ割合ヲ表示スル「大」「中」又ハ「小」ノ文字ヲ表記シアリ此ノ表記ト定量増錘附臺秤ノ臺ノ上面ノ縁ニ附記セル「大」「中」又ハ「小」ノ文字ノ表記ト相一致スルニ於テハ其ノ何レノ臺秤ニモ使用シ得ヘキモ不定量増錘ハ之ニ表記シアル番號ニ依リ一箇ノ臺秤ニ專屬セルモノナリ。

第八章 度量衡器ノ公差

前章ニ述ブルガ如ク度量衡器ノ構造ニ付テハ精密ナル規定ヲ設ケアリト雖之ヲ構成スル物質ガ天然ノ現象例ヘバ溫度濕氣等ノ影響ヲ受ケ多少變化スルコトヲ免レザルノミナラズ人工ノ技能ニ於テモ完全無缺ヲ期シ得ザルモノアルガ爲メ到底毫厘ノ差ナキモノヲ製出スルコト能ハズ況ンヤ日常之ヲ使用スルニ當リテハ自然差違ノ増加スルヲ免レズ故ニ度量衡器ノ表ハス値即チ度器ノ長サ量器ノ

容量衡器ノ作用及重量ヲ標準器ニ比較シテ調査スルトキハ概ネ多少ノ差アリ之ヲ名ケテ器差ト謂フ而シテ度量衡器ニ器差アルモ其ノ器差ニシテ僅少ナルニ於テハ實際使用上敢テ弊害ナキニ依リ一定ノ範圍迄ノ器差ハ法律上之ヲ公認セリ此ノ公認セラレタル差ヲ名ツケテ公差ト謂フ彼ノ貨幣ノ如キニ於テモ其ノ重量ニ同ジク公差ヲ認メ或一定ノ範圍迄ノ磨滅減量ハ之ヲ公認シ流通ノ效力アルモノトナセリ度量衡及貨幣ノ如キ信用ヲ基礎トスル物件ニ有リテハ其ノ性質上理想トシテハ固ヨリ全ク差ナキヲ望ム所ナルニ係ラズ公差ヲ認ムルニ至レルハ上述ノ如ク事實上止ムヲ得ザルニ因ルナリ

現行規定ニ依レバ度量衡器ノ公差ニ二種アリ一ヲ檢定ノ公差ト謂ヒ他ヲ取締ノ公差ト謂フ檢定ノ公差ハ度量衡器檢定ノ際適用セララルモノニシテ取締ノ公差ハ主トシテ使用ニ係ル器物ニ對シ公認セラレタル差ナリ而シテ取締ノ公差ハ檢定ノ公差ニ比シ總テ其ノ範圍大ナリ是レ器物使用ノ結果自然器差ノ増加スルヲ免レザルニ因ル今左ニ參考ノ爲メ日常使用セララル所ノ度量衡器二三ニ付其ノ檢定及取締ノ公差ヲ掲ゲテ之ヲ示スベシ尙詳シキハ明治四十二年六月二十五日公布勅令第六十九號度量衡法施行令ニ依リ之ヲ究ムヘシ

器 量		器 度				物 質	種 類	檢定ノ公差	取締ノ公差
同	木	同	同	同	竹				
穀類用枡全量一斗	穀類用枡全量一升	穀類用枡全量五合	穀類用枡全量一合	直尺全長鯨二尺(一目鯨尺一分)	直尺全長鯨一尺(一目鯨尺一分)	直尺全長二尺(一目一分)	直尺全長一尺(一目一分)	鯨尺厘 一・五	鯨尺厘 二・三
				直尺全長鯨二尺(一目鯨尺一分)	直尺全長鯨一尺(一目鯨尺一分)	直尺全長二尺(一目一分)	直尺全長一尺(一目一分)	鯨尺厘 二・〇	鯨尺厘 三・〇
				直尺全長鯨二尺(一目鯨尺一分)	直尺全長鯨一尺(一目鯨尺一分)	直尺全長二尺(一目一分)	直尺全長一尺(一目一分)	鯨尺厘 二・〇	鯨尺厘 三・〇
				直尺全長鯨二尺(一目鯨尺一分)	直尺全長鯨一尺(一目鯨尺一分)	直尺全長二尺(一目一分)	直尺全長一尺(一目一分)	鯨尺厘 二・〇	鯨尺厘 三・〇

(全長、全量又ハ秤量ニ對スル)

器 衡			
同	同	同	檜
臺秤秤量三十六貫(一目十匁)	上皿秤秤量二貫(一目一匁)	桿秤秤量二貫(一目十匁)	桿秤秤量一貫(一目五匁)
一〇・〇〇	一・〇〇	一〇・〇〇	五・〇〇 <sup>匁</sup>
一五・〇〇	一・五〇	一五・〇〇	七・五〇 <sup>匁</sup>

檢定及取締ノ検査ニ於テハ度量衡器ノ表ハス値ガ規定ノ公差内ニ在ルコトヲ證明スルノミニシテ其ノ差ガ幾何ナルヤハ公示スル所ニアラズ故ニ若シ學術研究化學工藝等最モ精密ヲ要スル場合ニ使用スル器物ニシテ其ノ差ノ幾何ナルヤヲ知ルコトヲ必要トスルトキハ農商務大臣ニ比較検査ノ依頼ヲ爲スベシ該検査ハ度量衡器及其ノ他ノ計量器ニ付其ノ表ハス値ヲ検査シテ其ノ成績書ヲ交付セラレベキモノナルニ依リ其ノ成績ヲ参照スルトキハ如何ニ精密ニモ使用スルコトヲ得ベシ尙比較検査ニ關スル詳細ノ事項ハ附録ニ掲ゲタル該規定ニ依テ之ヲ知悉スベシ

度量衡器ノ供給機關トハ度量衡器ノ製作、修覆及販賣ノ業ヲ營ム者ヲ謂フ而シテ現行規定ニ依レバ是等ノ業務ハ之ヲ民業ニ委セラレアリ然レドモ何等ノ制限ヲモ設ケズ自由ニ之レガ業ヲ營ムコトヲ許サンカ粗製濫賣ノ弊ニ陥リ信用ノ要具ヲシテ信ヲ失ハシムルニ至ルノ虞アルベキヲ以テ之ニ對シテ免許制度ヲ採リ身分上及財産上一定ノ資格條件ヲ備フルモノニ限り免許ヲ與フルコトトナセリ而シテ製作ノ業ヲ營マントスルモノハ農商務大臣ニ又修覆及販賣ノ業ヲ營マントスルモノハ地方長官ニ出願セシメ斯クテ免許ヲ與ヘタル營業者ニ對シテハ當該官廳ハ常ニ嚴正ナル取締ヲ行ヒ一定ノ規律ノ下ニ營業ニ從事スベキコトヲ強要セリ

## 第十章 度量衡器ノ檢定

前數章ニ於テ叙述セルガ如ク度量衡器ノ實體ニ付テハ種類、構造及公差ヲ定メ而モ之ガ供給ニ付テハ免許ノ制ヲ設ケ以テ度量衡器ヲシテ計量ノ標準器タル資格

ヲ具備セシメタルノミナラズ其ノ供給ヲ慎重ナラシメタリト雖尙是等規定ノ下ニ製作又ハ修覆セラレタル度量衡器ガ果シテ正確完全ナルモノナルヤ否ヤハ不明ニ屬シ從テ未ダ信賴スルコトヲ得サルカ故ニ更ニ進シテ度量衡器ノ種類及構造ガ法規ニ適合スルヤ否ヤ且其ノ器差ガ公差ヲ脱セザルヤ否ヤヲ嚴正ニ調査シ而シテ法規ニ適合スルモノノミニ對シ合格ノ證トシテ一定ノ雛形ノ證印ヲ附シ之ヲ證明スルコトトナセリ此ノ處分ヲ檢定ト謂フ

檢定ニ二種アリ一ヲ甲種檢定ト謂ヒ他ヲ乙種檢定ト謂フ甲種檢定ハ精密用度量衡器即チ(一)鋼鐵製卷尺縮尺又ハ二厘以下若クハ二分ノ二(ミリメートル)以下ノ目盛アル度量器(但シ鯨尺ノミノ目盛アルモノハ此ノ限ニアラズ)(二)目盛アル玻璃製枱及化學用量器(三)秤量ニ於テ其ノ一萬分ノ一以下ノ重量ヲ感ズル天秤(四)重量一厘未滿又ハ一センチグラム未滿ノ分銅及之ヲ含メル組分銅竝ニヤード、ポンド、法度量衡ノ名稱ニ依ル目盛其他ノ表示アル度量器及衡器ニ付農商務大臣之ヲ行ヒ乙種檢定ハ甲種檢定ニ屬セザル普通一般ノ度量衡器ニ付地方長官之ヲ行フモノナリ)總テ檢定ハ甲種乙種ヲ問ハズ請求ニ依リ一定ノ手数料ヲ徴シテ之ヲ行フモノニシテ檢定ヲ請求セントスル者ハ規定ノ書式ニ依リ檢定請求書ヲ作製シ之ニ手數

料ニ相當スル收入印紙ヲ貼付シ器物ト共ニ當該官廳ニ提出スルコトヲ要ス而シテ法規ニ依リ當然檢定請求ノ義務ヲ負ヘル者ノ外度量衡器ヲ所有又ハ所持スルモノハ何人ト雖如何ナル場合ヲ問ハズ任意檢定ヲ請求シ得ルノ途ヲ開キアルガ故ニ器物ノ構造ニ異狀ヲ生ジ又ハ差狂ヲ生ジタル疑アル場合ノ如キ進ンデ檢定ヲ請求シ以テ計量ノ正確ヲ期スベキナリ

### 第十一章 檢定證印及檢定消印

#### 第一節 檢定證印

檢定證印ハ度量衡器ガ檢定ニ合格シタルコトヲ證明スル標章ニシテ現今使用セラレツアル證印ニ二種アリ其ノ雛形左ノ如シ



此ノ證印ハ甲種檢定ニ合格シタル度量衡器ニ附セラルルモノナリ



此ノ證印ハ乙種檢定ニ合格シタル度量衡器ニ附セラルルモノナリ

従前使用セラレタル證印ニシテ今日尙効力ヲ有スルモノ及檢定證印ニ代用セラレシコトアル證書ノ雛形ヲ擧グレバ左ノ如シ

### 改

此ノ印ハ明治三十一年末一時限使用セラレタルモノニシテ今尙効力ヲ有スルモノナリ

檢定證書ハ明治二十六年ヨリ同三十六年迄檢定證印ヲ附シ難キ度量衡器例ハバ

檢定之證	
製作者	應許縣 何 某
年 號	何 年
番 號	第 何 號
物 質	何 々
形 狀	何 々
種 類	何 々
年 月 日	新 府 縣 度 量 衡 檢 定 所 印

玻璃製枴精密ナル天秤又ハ微小ナル分銅等ニ對シ附與セラレタルモノニシテ明治三十七年ヨリハ凡テノ度量衡器ニ檢定證印ヲ附スルコトナリシヲ以テ之ヲ廢セラレタレドモ今日尙有效ナルモノアリ即チ證書交付ノ年月日明治三十二年一月一日以後ノ日付ニ係ルモノ及同三十一年十二月三十一日以前ノ日付ノモノニシテ檢定ノ證トアル

欄ノ上部ニ印又ハ改ノ證印押捺アルモノ之ナリ

#### 第二節 檢定消印

檢定證印アル度量衡器ニシテ修覆檢定若クハ任意請求檢定ニ於テ合格セザルトキ又ハ取締執行ノ際法令ノ規定ニ適合セザルニ至リタルトキハ其ノ檢定證印ヲ除去シ又ハ之ニ消印ヲ附セラル消印ノ雛形左ノ如シ



檢定消印



檢定證印ニ檢定消印ヲ附シタルモノ

檢定證印ニ檢定消印ヲ附セラレタルトキハ檢定ニ合格シタル證明ヲ取消サレタルモノナルヲ以テ法令上度量衡器トシテノ資格ヲ失ヘルモノナリ

## 第十二章 度量衡器ノ使用

### 第一節 度量衡器ノ使用心得

度量衡器ヲ使用スルニ當リテハ第七章ニ於テ述べタル度量衡器ノ構造ニ通曉スルト同時ニ尙左記事項ヲ勵行スルコトニ努ムベシ、カヽレバ營ニ計量ノ正確ヲ得ルノミナラズ器物ノ使用期間ヲモ長カラシムルノ利益アルベシ

#### 第一款 度器

- 一 度器ハ目盛線ノ幅ノ中央ヲ以テ長サノ標準トシテ使用スベシ
- 二 分離スル構造ノ度器ハ其ノ分離スル各部分ニ附シアル番號ノ一致スルニアラザレバ使用スベカラズ
- 三 端目盛ノ度器端ガ長サノ起點トナレル度器ハ端ノ角磨滅セザル様大切ニ取扱フベシ
- 四 度器ヲ自儘ニ削リ、切り、又ハ撓メテ使用ヘベカラズ

- 五 竹製度器ハ割レ、缺ケ、其ノ他損傷ヲ生ジ易キ故取扱上最モ注意スベシ
- 六 疊尺ハ眞直ニ引延バシテ使用スベシ
- 七 麻製卷尺ハ可成雨中又ハ濕地ニテ使用セザル様ナスベシ
- 八 鋼鐵製度器ハ錆易キ故使用ノ都度能ク拭ヒ置クベシ

#### 第二款 量器

- 一 枱ハ上面ヲ水平ニシテ之ヲ使用スベシ
- 二 枱ヲ以テ物ヲ量ル場合ニハ必ズ枱ニ震動ヲ生ゼザル様注意スベシ
- 三 木製穀類用枱ノ中ニ斗概ヲ投ゲ入ルルトキハ枱ノ底及斗概ノ面ニ甚シク疵ヲ生ズル故投ゲ入レザル様ナスベシ
- 四 木製液類用枱ノ中ニ漏斗ヲ落シ込ムトキハ枱ノ底及縁ニ甚シク疵ヲ生ズル故落シ込マザル様ナスベシ
- 五 木製穀類用枱ノ内面ニ糟糠、木製液類用枱ノ内面ニ垢滓ノ附着セザル様常に注意スベシ
- 六 液類ヲ量ル場合ニハ可成金屬製枱、玻璃製枱、陶器枱又ハ磁器枱ヲ用ヒ若シ木製枱ヲ用ユルトキハ可成漆塗枱ヲ撰ブベシ

七 木製液類用枴ヲ竹ノ籠ニテ洗フトキハ磨滅シテ容量ニ差狂ヲ生ジ又檢定證印(固)表記ノ文字(液用一升、五合ノ文字)等不明トナル故可成籠以外ノ柔カナルモノヲ以テ叮嚀ニ洗フベシ

八 玻璃製枴ハ下方水際ヲ目盛線ニ一致セシメテ使用スベシ

九 陶器枴、磁器枴ハ上方水際ヲ目盛線ニ一致セシメテ使用スベシ

一〇 斗概ハ徐カニ枴ノ向側ノ口縁ニ當テ量ル者ノ方ニ輕快ニ引クベシ

一一 粉類ヲ量ル場合ニハ板狀斗概ヲ使用スベシ

一二 化學用量器ノ中「メスフラスコ」ニハ出用ト受用トアリ、前者ニハ出又ハ「A」後者ニハ受又ハ「E」ノ文字ヲ表記シアルニ付區別シテ使用スベシ

第三款 衡器

一 秤ノ刃、刃受ハ錆易キ故他物ノ附着セザル様常ニ能ク掃除シテ油ヲ塗布シ置クベシ鹽物、味噌、砂糖等ヲ秤ルニ用フルモノニハ特ニ此ノ必要アリ

二 濕氣又ハ油氣等アル物ヲ秤ルニハ可成金屬製ノ秤ヲ使用スベシ

三 枴秤

(イ) 枴秤ヲ使用セントスルトキハ枴ヲ水平ニ持チテ物ヲ懸クヘシ決シテ上

下斜ニ持ツベカラズ

枴秤ノ錘絲ハ正シク目盛星ノ中央ニ載セ枴ト直角ニ懸ノベシ

枴秤ヲ吊シ置クトキハ錘ヲ支點又ハ枴ノ末端ニ接近セシメテ掛ケ置クベシ枴ノ中央ニ掛ケ置クトキハ錘ノ重サノ爲メ枴ノ枉撓スル虞アルニ

因ル

骨製枴秤ハ特ニ使用ノ都度直點ヲ檢シ枴平等ヲ得ザルトキハ調子玉ニ

テ調整シタル後使用スベシ

定量錘附木製枴秤ハ其ノ枴ニ表記シアル秤量ト定量錘ニ表記シアル秤

量ト一致スルニアラザレバ使用スベカラズ

定量錘附ニアラザル木製枴秤らノ文字ノ表記シアルモノハ其ノ枴ノ番

號ト錘ノ番號ト一致スルニアラザレバ使用スベカラズ

木製枴秤及骨製枴秤ハ乾濕ノ影響ヲ受ケ差狂ヲ生シ易キ故日光ニ當テ

火氣ニ近ヅケ又ハ水氣ノカ、ラザル様注意スベシ

枴秤ノ枴、錘、取緒、皿、皿紐、鈎紐、錘絲等ニ汚物ノ附着セザル様常ニ清潔ニナスベシ

(口)(ハ) (ニ) (ホ) (ヘ) (ト) (チ)



四 臺秤及上皿桿秤

- (イ) 臺秤ハ石若クハ煉瓦又ハ堅牢ナル木材ノ臺ノ上ニ、上皿桿秤ハ丈六ナル机又ハ臺ノ上ニ常ニ水平ニ据付ケ置クベシ(水平器ノ附シアル秤ハ其ノ水平器ニテ又水平器ノ附シアラザル秤ハ他ノ水準器ニテ)
- (ロ) 臺秤ヲ水平ニ据付ケタル後額ノ前後對角線ノ隅ヲ交互指先ニテ押ヘ之ニ(ガタツキ)アルトキハ額ノ兩側ノ中程ヲ兩手ニテ持チ額ヲ少シク上下シテ其ノ座リヲ檢シ尙ガタツキアルモノハ使用スベカラズ
- (ハ) 臺秤又ハ上皿桿秤ヲ使用セントスルトキハ必ズ錘ヲ直點ニ懸ケ桿ガ平等ヲ得ル様、又睨ミアルモノハ其ノ睨ミガ一致スル様調子玉ニテ調整スベシ
- (ニ) 臺秤又ハ上皿桿秤ハ其ノ附屬スル増錘ノ全部揃ヒ居ルヤ否ヤヲ調ベタル後使用スベシ
- (ホ) 定量増錘附屬臺秤ハ臺ノ上面ノ縁ニ表記シアル大、中、又ハ小ノ文字ト定量増錘ニ表記シアル大、中、又ハ小ノ文字ト一致スルニアラザレバ使用スベカラズ

五 天秤及上皿天秤

- (ヘ) 臺秤又ハ上皿桿秤ニテ物ヲ秤ラントスルトキハ物體ヲ皿又ハ臺ノ中央ニ徐ニ載スベシ皿又ハ臺ノ一方ヨリ轉シテ載スベカラズ
- (ト) 臺秤又ハ上皿桿秤ハ錘ノ爪先錘ノ目盛ニ接スル部ニ於テ尖リタル所ニテ目盛ヲ讀ムベシ
- (チ) 把手附ノ臺秤ノ把手ハ物ヲ秤ルトキハ徐ニ掛ケ外シヲ爲シ又秤ラザルトキハ之ヲ外シ置クベシ
- (イ) 天秤及上皿天秤  
天秤又ハ上皿天秤ハ塵埃、濕氣ヲ避ケ溫度ノ激變ナク且振動セザル場所ヲ撰ビ丈夫ナル机又ハ臺ノ上ニ常ニ水平ニ据付ケ置クベシ(天秤ハ其ノ附屬セル水平器ニテ上皿天秤ハ他ノ水準器ニテ)
- (ロ) 天秤及上皿天秤ハ臂ノ左右ノ符合ト之レニ附屬スル皿、皿受ノ左右ノ符合トヲ一致セシメテ使用スベシ
- (ハ) 天秤ノ指針ガ標點ノ左右同様ニ振レザルトキハ調子玉ヲ動カシテ調整スベシ
- (ニ) 天秤ノ皿ニ分銅又ハ物體ヲ載セ又ハ之ヲ取り去ラントスルトキハ必ズ

先ヅ桿ヲ休止セシムベシ物體ハ必ず皿ノ中央ニ分銅ハ大ナルモノヲ皿ノ中央ニ小ナルニ隨ヒ其ノ周圍ニ徐ニ載スベシ

(ホ) 天秤ノ振動ヲ急激ニ止ムベカラズ指針標點上ニ來ルヲ待チテ徐ニ桿休ヲ押上グベシ

(ヘ) 觀測者ハ天秤ノ中央ニ在リテ指針ノ正面ニ向フベシ

六 分銅

(イ) 分銅ヲ取扱フニハ必ずピンセット分銅挾ミ又ハ柔カキ布片ヲ用ヒ直接ニ手ヲ觸レザル様ナスベシ

(ロ) 分銅ハ時々アルコイルニテ拭ヒ塵埃又ハ汚物ノ附着セザル様ナスベシ

七 自働秤

(イ) 自働秤ニテ物ヲ秤ラントスル場合ニハ物體ヲ秤ニ掛ケタル後少シク之ニ振動ヲ與ヘ静止スルヲ俟テ目盛ヲ視定スベシ

(ロ) 自働秤ハ物體ヲ掛ケタル儘長時間放置スベカラズ

第二節 度量衡器ノ使用制限

度量衡器ノ中其ノ物質又ハ構造ニ依リ使用ノ制限ヲ設クルニ在ラザレハ計量ノ

正確ヲ期シ難キモノアリ而シテ此ノ點ニ關シテハ度量衡法施行細則ニ於テ明確ニ之ヲ規定セリ即チ左ノ如シ

一 鯨尺ハ布帛ヲ度ル場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

二 木製枱ハ穀類用ノモノニ付爲シタル表記アルモノニ非ザレバ之ヲ穀類ノ計量ニ液類用ノモノニ付爲シタル表記アルモノニ非ザレバ之ヲ液類ノ計量ニ使用スルコトヲ得ズ

三 五斗以上又ハ百リットル以上ノ穀類ヲ計量スル場合ニハ全量一斗未満又ハ二十リットル未満ノ枱ヲ使用スルコトヲ得ズ

四 枱ヲ以テ穀類ヲ計量スル場合ニ於テハ圓壩狀斗概ヲ使用スルコトヲ要ス但シ其ノ二合五勺以下又ハ五デシリットル以下ノ枱ニハ小ノ表記アルモノ二升以下又ハ五リットル以下ノ枱ニハ中ノ表記アルモノ一斗以下又ハ二十リットル以下ノ枱ニハ大ノ表記アルモノヲ使用スルコトヲ要ス

五 桿ト分離シ得ヘキ錘増錘増錘臺又ハ皿ニ附シタル表記ト桿ニ附シタル表記ト異ル秤ハ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

六 水平ヲ定ムル装置アル秤ハ其ノ臺ヲ水平ト爲スニ非ザレバ之ヲ使用スルコ

トヲ得ズ

第三節 使用ヲ禁シタル度量衡器

度量衡器ニシテ一定ノ資格ヲ缺キタルモノハ計量ノ標準器タル價値ナキノミナラズ之ヲ放置セバ社會ニ弊害ヲ及ボスコト甚大ナルニ依リ法律ヲ以テ之ガ使用ヲ禁止セリ今左ニ其ノ器物ヲ擧グ且少シク説明ヲ加ヘテ了解シ易カラシムベシ

一 檢定證印ナキ度量衡器

最初ヨリ檢定證印ナキモノハ勿論檢定證印アリシモノモ之ニ消印ヲ附セラレタルモノ又ハ之ヲ除去セラレタルモノヲモ含ム

二 修覆ヲ爲シタル後其ノ檢定ヲ受ケザル度量衡器

度量衡器ヲ修覆シタルトキハ更ニ檢定ヲ受クルコトヲ要スルモノニシテ此ノ檢定ヲ受ケザルモノハ即チ本項ニ該當スル不適法器物ナリ但シ秤秤ノ取締、皿紐、鈎紐又ハ錘絲ニシテ金屬ニ係ラザルモノヲ度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ニ依頼シテ修覆セシメタル場合ニ限り別ニ檢定ヲ受クルコトヲ要セズ

三 變造シタル度量衡器

變造トハ度量衡ノ定規一定ノ長サ、容量、作用又ハ重量ヲ不正ニ増減變更スルヲ云フ

四 勅令ノ定ムル公差以上ノ差狂ヲ生ジタル度量衡器

本項ニ云フ公差ハ度量衡法施行令第十六條ニ規定セラレタル取締ノ公差ヲ指スモノニシテ此ノ公差ヲ超エタル差狂アルモノハ即チ本項ニ該當スル不適法器物ナリ

五 命令ノ定ムル構造ヲ具備セザルニ至リタル度量衡器

本項ノ内容ハ度量衡法施行細則第四十九條ニ規定セル所ニシテ即チ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ之ナリ

(一) 度量衡器ニシテ其ノ要部ガ毀損、磨滅又ハ腐蝕シタルモノ

(二) 度量衡器ニシテ檢定證印、記號其ノ他表記ノ文字又ハ目盛ノ識別シ難キニ

至リタルモノ

(三) 度器ニシテ枉撓又ハ縊レアルモノ

(四) 端目盛ノ度器ニシテ其ノ端ニ於ケル角ガ最小目盛ノ一度目以上磨滅シタ

ルモノ其ノ端目盛ニ非ザルモノニ在リテハ最端ノ目盛ヲ超ユルニ至ル迄磨滅シタルモノ

(五)

材料ヲ剝合セ又ハ繼合セテ作リタル度器及連接部ヲ分離シ得ザル構造ノ疊尺ニシテ其ノ目盛アル部分ニ於ケル材料ノ繼目ニ間隙ヲ生ジ且材料又ハ連接部ガ分離シ易キニ至リタルモノ

(六)

麻製度器ニシテ目盛アル部分ガ切斷シ易キニ至リタルモノ

(七)

度器ニシテ其ノ目盛アル部分ガ缺損シ又ハ甚シク割レタルモノ

(八)

曲リ尺又ハ徑ヲ度ルニ用ウル直尺ニシテ其ノ角度ノ著シク差ヲ生ズルニ至リタルモノ又ハ副枝ノ緩ミタルモノ

(九)

枱ニシテ甚シク變形シ又ハ其ノ口縁ニ緊著シタル材料又ハ鐵帶ニ緩ミヲ生ジ又ハ其ノ口縁ノ缺損全量ノ目盛アルモノニシテ其ノ口縁ノ缺損ガ全量ノ目盛ニ達セザルモノヲ除クシタルモノ若クハ金屬製枱ノ繼自ノ離レタルモノ

(一〇)

枱ニシテ其ノ口縁又ハ内面ガ著シク磨滅シ若クハ反リヲ生ジ又ハ其ノ内面ニ於ケル塗料ノ剝落シタルモノ

(二)

液類ノ計量ニ使用スル枱ニシテ漏水スルニ至リタルモノ又ハ材料ヲ二重トシタル金屬製枱ニシテ其ノ内面漏水スルニ至リタルモノ

(三)

斗概ニシテ反リ又ハ著シク凸凹ヲ生ジタルモノ

(四)

化學用量器ニシテ重要ナル缺損アルモノ

(五)

秤ニシテ桿ガ枉撓シタルモノ

(六)

秤ニシテ其ノ刃、刃受、承軸、刃蓋又ハ桿ニ於ケル金具ガ離脱シ又ハ刃及桿ニ於ケル金具ガ移動シ易キニ至リタルモノ

(七)

秤ニシテ調子玉ノ遊動シ易キニ至リタルモノ又ハ其ノ用ヲ爲サザルニ至リタルモノ

(八)

調子玉ナキ秤ニシテ其ノ空懸ケ又ハ錘ヲ直點ニ懸ケタル場合ニ於テ之ニ度量衡法施行令第十六條ニ規定スル秤量掛量アルモノハ掛量ノ公差ノ四分ノ一以内ノ重量ヲ加減スルモ其ノ睨ミガ一致セズ若ハ其ノ桿ガ水平トナラズ又ハ其ノ指針ガ直點若クハ標點ヲ指サザルニ至リタルモノ

(九)

水平ヲ定ムル装置アル秤ニシテ其ノ装置ガ水平ヲ定ムルノ用ヲ爲サザルニ至リタルモノ

(一九) 秤ニシテ度量衡法施行令第十六條ニ規定スル公差ニ相當スル重量ヲ感ゼザルニ至リタルモノ

### 第十三章 度量衡器ノ取締

檢定ヲ經タル度量衡器ト雖之ヲ使用スルニ當ツテハ永久ニ檢定當時ノ完全ナル状態ヲ保持セシムルコト能ハザルハ言フ俟タザル所ニシテ使用スルニ從ヒ自然其ノ構造ニ異狀ヲ來タシ又ハ實質ニ差狂ヲ生ズルニ至ルヲ免レズ故ニ使用中ニ係ルモノニ付更ニ時々其ノ正否ヲ調査スルノ必要アリ加之ノミナラズ或ハ檢定ヲ受ケザルモノ或ハ任意ニ修覆ヲ加ヘタルモノ若クハ變造シタルモノ其他不正ノ器物ヲ使用シ又ハ正當ナル度量衡器ヲ故ラニ不正ニ使用シ國家ガ度量衡ニ付法規ヲ設ケテ其ノ正確ヲ維持セントスルノ趣旨ニ反スル場合尠ナカラザルガ故ニ之ヲ防止シ以テ衆庶ヲシテ度量衡ニ關スル計量上毫モ不安ノ念ヲ抱カシメザルノ途ヲ講ゼザルベカラズ之レ當該官吏ヲシテ常ニ度量衡ノ取締ヲ行ハシムルコトヲ規定セル所以ナリ而シテ取締執行ノ方法ニ二種アリ一ヲ第一種取締ト謂ヒ他ヲ第二種取締ト謂フ

#### 第一節 第一種取締

第一種取締トハ業務上取引若クハ證明ノ爲メ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スル度量衡器ニ付検査ヲ行フヲ謂フ而シテ此ノ検査ハ地方長官ノ指定シタル日時場所ニ度量衡器ヲ提出セシメテ行フモノニシテ専ラ器物ノ正否ヲ鑑別シ以テ不正器物ヲ排除シ不正行爲ヲ豫防スルヲ主眼トス故ニ度量衡器ノ使用者若クハ所持者ハ該検査施行ニ當リテハ進ンデ器物ヲ検査場ニ提出シ検査ヲ受ケザルベカラズ若シ之レヲ怠リテ検査ヲ受ケザルトキハ假令其ノ所持スル器物ハ不正ノモノニアラズトスルモ受檢ヲ怠タリタルノ廉ヲ以テ處罰セラルコトアルベシ而モ此ノ検査ハ檢定ト異ナリ手数料ヲ徴スルモノニアラザルノミナラズ検査ノ結果不正ト認めラレ不合格ニ歸スルモノ之レガ爲ニハ處罰セラル、ガ如キコトナキヲ以テ何等顧慮スルコトヲ要セザルナリ凡シ人ノ度量衡器ヲ使用スルヤ其ノ正確ナルコトヲ信賴セルニ由ルモノナレバ萬一其ノ信賴ニ誤リアリトセンカ不測ノ影響ヲ蒙ルコトナキヲ保セザルニ付何人ト雖正確保證ノ取締検査ヲ受ケ計量ノ正確ヲ期セザルベカラザルナリ。

#### 第二節 検査済印

第一種取締ノ検査ニ於テ合格シタル度量衡器ニハ其ノ證トシテ検査済印ヲ附ス其ノ雛形左ノ如シ

④ 輪廓内ノ數字ハ毎年其ノ年ノ數字ニ一位以上ナルトキハ下位ノ數字ヲ用フルモノニシテ上掲ノ検査済印ハ即チ大正四年ニ用ヒラル、モノナリ

第十一章第一節ニ掲ゲタル検査済印ト本節ニ掲ゲタル検査済印トハ既ニ各其ノ説明ニ於テ明ナルガ如ク本來ノ性質ニ於テ相異レルノミナラズ又其ノ效力ニ於テモ著シキ懸隔アルモノナルニ付之ヲ混同スルコトナキヲ要ス。

第三節 第二種取締

第二種取締ハ第一種取締トハ全ク其ノ趣ヲ異ニシ度量衡器ノ使用者供給者製作者修覆者販賣者其ノ他一般ノ者ニ對シ當該取締官吏ガ隨時其ノ店舗工場其ノ他取引證明ヲ爲ス場所ニ臨ミ度量衡ニ關スル違反行爲アリヤ否ヤヲ調査スルヲ謂フ而シテ此ノ取締ニ於テ違反行爲ヲ發見セララルニ於テハ處罰セララルコトアルベキニ依リ度量衡器ノ使用者ハ第一節ニ述ベタル第一種取締ノ検査ヲ受ケ合格シタルモノヲ使用スベキハ勿論平素器物ノ使用竝ニ保管上ニ充分注意ヲ拂セ

苟モ構造ニ異狀ヲ生ジ若クハ差狂ヲ生ジタル疑アリト認メタルトキハ検査ヲ請求スルカ然ラズンバ之ガ使用ヲ廢止シ以テ常ニ正確ナル器物ヲ使用スルコトニ努メ且ツ決シテ之ヲ不正ニ使用スベカラズ

第十四章 度量衡ニ關スル罰則

度量衡器ノ正確竝統一ヲ圖ランガ爲之レニ關シ詳密ナル法規ヲ設ケラレタルコト上述ノ如シ而モ器物正否ノ影響ハ密ニ一私人間ノ利害ニ止マラズ社會ノ公益ニ關スルコト至大ナルヲ以テ國家ハ法規ノ禁條ヲ犯ス者ニハ刑罰ヲ科シ以テ極力其ノ目的ヲ貫徹センコトヲ期セリ左ニ罰則條項ヲ表示シテ參照ニ便セン

罰則條項度量衡器使用者及一般ニ對スルモノ

項 目	違 反 事 項	違反者ニ對スル處罰
無 檢 定 證 印	檢定證印ナキ度量衡器ヲ取引若ハ證明ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコト(法第八條第一號)	一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金(法第十三條)
修 覆	修覆ヲ爲シタル後其ノ檢定ヲ受ケス又ハ檢定ニ合格セサル度量衡器ヲ取引若ハ證明ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコト(法第八條第二號)	一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金(法第十三條)

變造	變造シタル度量衡器ヲ取引若ハ證明ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコト(法第八條第三號)	同
公差以上ノ差狂	勅令ノ定ムル公差以上ノ差狂ヲ生シタル度量衡器ヲ取引若ハ證明ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコト(法第八條第四號)	同
構造異狀	命令ノ定ムル構造ヲ具備セザルニ至リタル度量衡器ヲ取引若ハ證明ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコト(法第八條第五號)	同
不正使用	度量衡ノ計量ヲ偽ルノ目的ヲ以テ不正ニ度量衡器ヲ使用スルコト(法第十三條第一號)	同
無免許營業	免許ヲ受ケスシテ度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營ムコト(法第十四條第一號)	五百圓以下ノ罰金(法第十四條)
鯨尺ノ使用	業務上取引又ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル場合ニ於テ布帛以外ノ物ヲ度ルニ鯨尺ヲ使用スルコト(細則第四十二條)	科料(細則第五十五條第二號)
穀類計量	業務上取引又ハ證明ノ爲木製枙ヲ使用スル場合ニ穀類ノ計量ニ穀用ノ表記ナキモノヲ使用スルコト(細則第四十三條)	二十五圓以下ノ罰金又ハ科料(細則第五十四條第二號)
液類計量	業務上取引又ハ證明ノ爲木製枙ヲ使用スル場合ニ液類ノ計量ニ液用ノ表記ナキモノヲ使用スルコト(細則第四十三條)	同
五斗以上又ハ百リットル以上ノ穀類計量	業務上取引又ハ證明ノ爲五斗以上又ハ百リットル以上ノ穀類ヲ計量スル場合ニ全量一斗未滿又ハ二十リットル未滿ノ枙ヲ使用スルコト(細則第四十四條)	同

圓壙狀斗概ノ使用	業務上取引又ハ證明ノ爲枙ヲ以テ穀類ヲ計量スル場合ニ圓壙狀斗概ヲ使用セサルコト(細則第四十五條)	科料(細則第五十五條第二號)
表記違ノ秤使用	業務上取引又ハ證明ノ爲秤ヲ使用スル場合ニ桿ト分離シ得ヘキ鍾、增鍾、增鍾臺、又ハ皿ニ附シタル表記ト桿ニ附シタル表記ト異ナル秤ヲ使用スルコト(細則第四十六條)	同
臺ノ不水平	業務上取引又ハ證明ノ爲秤ヲ使用スル場合ニ水平ヲ定ムル装置アル秤ノ臺ヲ水平ニ爲サスシテ使用スルコト(細則第四十七條)	科料(細則第五十五條第二號)
提出懈怠	第一種取締ヲ行フ場合ニ告示ヲ以テ指定セル日時、場所ニ業務上取引若ハ證明ノ爲使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スル度量衡器ノ提出ヲ怠リタルコト(細則第四十八條)	科料(細則第五十五條第三號)
不正器物存置	度量衡法第八條各號ノ一ニ該當スル度量衡器ヲ營業所其ノ他取引、證明ヲ爲スヘキ場所ニ置キ又ハ業務ニ關スル物品ト共ニ携帯スルコト(取締規則第十三條)	科料(取締規則第十五條)
印章不正使用	檢定證印又ハ檢査濟印ヲ不正ニ使用シ又ハ之ヲ偽造シ若ハ偽造印ヲ行使スルコト	三年以下ノ懲役(刑法第百六十六條)

# 度量衡比較表

## 例言

一、第一表ハ尺貫法「メートル」法及日本ニ於テ採用セル「ヤード、ポンド」法ト英、米、露、清四箇國ノ度量衡トノ比較ナリ其ノ換算方法ハ各國ニ於テ法律ニテ定メタル「メートル」法ト其ノ國ノ基本單位トノ比較ヲ基礎トシ其ノ數ノ末位以下ハ四捨五入シタルモノナリ

二、第二表ハ英、米、露三箇國ノ基本單位ト尺貫法及「メートル」法ノ基本單位トノ比較ナリ其ノ換算方法ハ第一表ニ於ケルト同一ニシテ第九位以下ハ四捨五入シタルモノナリ

英、米、露、清四箇國ニ於テ各其國ノ法律ニテ定メタル基本單位ト「メートル」法トノ比較左ノ如シ

英國	米國	露國	清國
「ヤード」	「ポンド」	「アルシン」	「尺」
「ガロン」	「ガロン」(液)	「ヴェドロ」(液)	「升」
「ポンド」	「ブツセル」(乾)	「チエツトウエリエク」(乾)	「兩」
「ヤード」	「ポンド」	「フント」	
○・九一四三九九二「メートル」	○・四五三三九二四「メートル」	○・七一一二「メートル」	○・三三三「メートル」
四・五四五九六三一「リットル」	○・四五三三九二四「リットル」	一・二、二九九七四六六「リットル」	一・〇三五四六九「リットル」
○・四五三三九二四「キログラム」	三・七八五四三四五〇「リットル」	二六、二三九九四九四「リットル」	○・三三七三〇「キログラム」
三・九三七七分ノ三六〇〇「メートル」	三五・二二二八二〇〇「リットル」	○・四〇九五一二四「キログラム」	
三・七八五四三四五〇「リットル」	○・四五三三九二四「キログラム」	○・三三三「メートル」	
三・七八五四三四五〇「リットル」		一・〇三五四六九「リットル」	
三・七八五四三四五〇「リットル」		○・三三七三〇「キログラム」	

附録

度量衡比較表



附 録 度量衡比較表  
右ノ比較中

米國ノ量ノ比較ハ其ノ國ノ法律ニテ定メタル「ガロン」ノ容積即チ二三一立方「インチ」及「ブッセル」ノ容積即チ二一五〇・四二立方「インチ」ヲ一立方「デシメートル」ナル「リットル」ニ換算シタルモノナリ  
露國ノ量ノ比較ハ其ノ國ノ法律ニテ定メタル「ヴェドロ」ノ容積即チ列氏十三度三分ノ一ニ於テ眞空中ニテ計リタルトキノ三十「フント」ノ重量ノ蒸留水ノ有スル容積及「チエットウエリツク」ノ容積即チ列氏十三度三分ノ一ニ於テ眞空中ニテ計リタルトキノ六十四「フント」ノ重量ノ蒸留水ノ有スル容積ヲ一立方「デシメートル」ナル「リットル」ニ換算シタルモノナリ

一、第一表及第二表ニ於ケル「メートル」法中「リットル」ハ日本及獨逸ニ於テ採用セルモノニシテ英、佛兩國ノ「リットル」ハ夫レヨリ大ナルコト一立方「デシメートル」ト攝氏四度ノトキ質量一「キログラム」ノ蒸留水ノ有スル容量トノ差ナリ而シテ其ノ差ハ萬國中央度量衡局ノ報告ニヨレハ〇・〇〇〇〇二七乃至〇・〇〇〇〇二九立方「デシメートル」ナリ

一、第三表ハ日本ノ基本單位ト前記四箇國以外ノ各國ニ於ケル度量衡トノ比較ニシテ其ノ各國ニ於ケル度量衡ノ値ハ法律上一定シ居ラサル爲メ區々ナルヲ以テ諸種ノ公文書及政治年鑑ニ記載セル各國度量衡ト英國法又ハ「メートル」法トノ比較ヲ基礎トシテ換算シタルモノナリ

一、現今「メートル」法專用國ハ伊太利、葡萄牙及其ノ殖民地、秘露、白耳義、獨逸、智利、ルーマニア、澳太利洪牙利、和蘭及其ノ殖民地、諾威、佛蘭西及其ノ殖民地、ブルガリア、コロンビヤ、伯爾四爾、ルクセンブルク、亞爾然丁、セルビヤ、瑞西、瑞典、ウルクワ、墨西哥、モンテネグロ、西班牙ノ二十三箇國ニシテ其ノ併用國ハ露西亞、日本、ボリビヤ、ニカラガ、ベネジュラ、土耳其、パラグワイ、グアテマラ、暹羅、丁抹、英國及其ノ殖民地、希臘、埃及、北米合衆國ノ十四箇國ナリ

第一表 (其ノ一)

日 本	英 國					米 國		露 國		清 國	
	「メートル」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法
毛	尺ノ一萬分ノ一	「マイル」	「マイル」	「マイル」	「マイル」	「マイル」	「マイル」	「マイル」	「マイル」	「マイル」	「マイル」
厘	尺ノ千分ノ一	「インチ」	「インチ」	「インチ」	「インチ」	「インチ」	「インチ」	「インチ」	「インチ」	「インチ」	「インチ」
分	尺ノ百分ノ一	「ライン」	「ライン」	「ライン」	「ライン」	「ライン」	「ライン」	「ライン」	「ライン」	「ライン」	「ライン」
寸	尺ノ十分ノ一	「インチ」	「インチ」	「インチ」	「インチ」	「インチ」	「インチ」	「インチ」	「インチ」	「インチ」	「インチ」
尺		「フィート」	「フィート」	「フィート」	「フィート」	「フィート」	「フィート」	「フィート」	「フィート」	「フィート」	「フィート」
丈	十 尺	「ヤード」	「ヤード」	「ヤード」	「ヤード」	「ヤード」	「ヤード」	「ヤード」	「ヤード」	「ヤード」	「ヤード」
間	六 尺	「ロッド」	「ロッド」	「ロッド」	「ロッド」	「ロッド」	「ロッド」	「ロッド」	「ロッド」	「ロッド」	「ロッド」
町	三百六十尺	「チェーン」	「チェーン」	「チェーン」	「チェーン」	「チェーン」	「チェーン」	「チェーン」	「チェーン」	「チェーン」	「チェーン」
里	二萬二千九百六十尺	「マイル」	「マイル」	「マイル」	「マイル」	「マイル」	「マイル」	「マイル」	「マイル」	「マイル」	「マイル」
勻	歩ノ百分ノ一	「センチメートル」	「センチメートル」	「センチメートル」	「センチメートル」	「センチメートル」	「センチメートル」	「センチメートル」	「センチメートル」	「センチメートル」	「センチメートル」

附録 度量衡比較表

地積		量							
合	歩	畝	段	町	合	升	斗	石	毛
歩ノ十分ノ一	三六平方尺	三十歩	三百歩	三千歩	升ノ十分ノ一	六萬四千八百二十七立方分	十升	百升	貫ノ百萬分ノ一
「センチメートル」 〇・三三〇五八	「センチメートル」 三・三〇五七九	「アール」 〇・九九一七四	「アール」 九九一七三六	「アール」 九九一七三五	「デシリットル」 一・八〇三九一	「リットル」 一・八〇三九一	「リットル」 一・八〇三九一	「リットル」 一・八〇三九一	「ミリグラム」 〇・三三〇五八
「ヤード」 〇・三九五三七	「ヤード」 三・九五三六九	「ヤード」 一・八六〇五八	「ヤード」 一八六〇六	「ヤード」 一八六〇六	「ガロン」 〇・四七六五	「ガロン」 四・七六五	「ガロン」 四七六五〇	「ガロン」 四七六五〇	「グレイン」 〇・五七七八七
「ヤード」 〇・三九五三七	「ヤード」 三・九五三六九	「ヤード」 一・八六〇五八	「ヤード」 一八六〇六	「ヤード」 一八六〇六	「ガロン」 〇・四七六五	「ガロン」 四・七六五	「ガロン」 四七六五〇	「ガロン」 四七六五〇	「グレイン」 〇・五七七八七
「ヤード」 〇・三九五三七	「ヤード」 三・九五三六九	「ヤード」 一・八六〇五八	「ヤード」 一八六〇六	「ヤード」 一八六〇六	「ガロン」 〇・四七六五	「ガロン」 四・七六五	「ガロン」 四七六五〇	「ガロン」 四七六五〇	「グレイン」 〇・五七七八七
「ヤード」 〇・三九五三七	「ヤード」 三・九五三六九	「ヤード」 一・八六〇五八	「ヤード」 一八六〇六	「ヤード」 一八六〇六	「ガロン」 〇・四七六五	「ガロン」 四・七六五	「ガロン」 四七六五〇	「ガロン」 四七六五〇	「グレイン」 〇・五七七八七

(其ノ二)

度		衡				
メートル法	日本	日本採用	英國	米國	露國	清國
「メートル」 千分ノ一	「センチメートル」 百分ノ一	「センチメートル」 百分ノ一	「インチ」 〇・三九三七七〇	「インチ」 〇・三九三七七〇	「インチ」 〇・三九三七七〇	「センチメートル」 百分ノ一
「メートル」 十分ノ一	「センチメートル」 百分ノ一	「センチメートル」 百分ノ一	「インチ」 〇・三九三七七〇	「インチ」 〇・三九三七七〇	「インチ」 〇・三九三七七〇	「センチメートル」 百分ノ一
「メートル」	「センチメートル」 百分ノ一	「センチメートル」 百分ノ一	「インチ」 〇・三九三七七〇	「インチ」 〇・三九三七七〇	「インチ」 〇・三九三七七〇	「センチメートル」 百分ノ一
「デカメートル」 十	「センチメートル」 百分ノ一	「センチメートル」 百分ノ一	「インチ」 〇・三九三七七〇	「インチ」 〇・三九三七七〇	「インチ」 〇・三九三七七〇	「センチメートル」 百分ノ一

附録 度量衡比較表

附録 度量衡比較表

量	地積		「ヘクタール」 百アール	「センチアール」 「アール」百分一	「アール」 歩四分百二十一	「ヘクタール」 百アール
	「センチアール」 「アール」百分一	「アール」 歩四分百二十一				
「ヘクトメートル」 百メートル	五五〇〇〇〇	「フット」 三三〇八四	「ヤード」 一〇九三六三	「チェイン」 四〇九七	「マイル」 一〇九三六三	「セー」 三二五〇〇
「キロメートル」 千メートル	五五〇〇〇〇〇	「マイル」 三三〇八四	「ヤード」 一〇九三六三	「チェイン」 四〇九七	「マイル」 一〇九三六三	「セー」 三二五〇〇
「センチメートル」 百分一	五五〇〇〇	「フット」 三三〇八四	「ヤード」 一〇九三六三	「チェイン」 四〇九七	「マイル」 一〇九三六三	「セー」 三二五〇〇
「デシメートル」 十分一	五五〇〇	「フット」 三三〇八四	「ヤード」 一〇九三六三	「チェイン」 四〇九七	「マイル」 一〇九三六三	「セー」 三二五〇〇
「リットル」 升二千四百〇一分千三百三十一	五五〇〇	「ガロン」 一六四一七	「クォート」 四一〇四	「ペイント」 七五九八	「ガロン」 一六四一七	「クォート」 四一〇四
「デカリットル」 十リットル	五五〇	「ガロン」 一六四一七	「クォート」 四一〇四	「ペイント」 七五九八	「ガロン」 一六四一七	「クォート」 四一〇四
「ヘクトリットル」 百リットル	五五	「ガロン」 一六四一七	「クォート」 四一〇四	「ペイント」 七五九八	「ガロン」 一六四一七	「クォート」 四一〇四
「ミリグラム」 キログラム百分一	五五	「グラム」 一〇〇〇	「オンス」 二八三五	「ドラム」 二七五	「グラム」 一〇〇〇	「オンス」 二八三五
「センチグラム」 キログラム十分一	五	「グラム」 一〇〇	「オンス」 二八三五	「ドラム」 二七五	「グラム」 一〇〇	「オンス」 二八三五
「デシグラム」 キログラム百分一	五	「グラム」 一〇	「オンス」 二八三五	「ドラム」 二七五	「グラム」 一〇	「オンス」 二八三五
「マイクログラム」 キログラム百分一	五	「グラム」 一	「オンス」 二八三五	「ドラム」 二七五	「グラム」 一	「オンス」 二八三五

(其ノ三)

量	度	採用	日本				露國	清國
			「ヤード、ポンド」法	「メートル」法	「ヤード、ポンド」法	「メートル」法		
「インチ」 「ヤード」三十六分一	「インチ」 「ヤード」三十六分一	日本	「インチ」 「ヤード」三十六分一	「センチメートル」 二五四〇〇	「インチ」 「ヤード」三十六分一	「センチメートル」 二五四〇〇	「インチ」 「ヤード」三十六分一	「センチメートル」 二五四〇〇
「フット」 「ヤード」三分一	「フット」 「ヤード」三分一	日本	「フット」 「ヤード」三分一	「センチメートル」 三〇四八〇	「フット」 「ヤード」三分一	「センチメートル」 三〇四八〇	「フット」 「ヤード」三分一	「センチメートル」 三〇四八〇
「ヤード」 尺一萬二千五百分三萬七千七百十九	「ヤード」 尺一萬二千五百分三萬七千七百十九	日本	「ヤード」 尺一萬二千五百分三萬七千七百十九	「センチメートル」 三〇一七五二	「ヤード」 尺一萬二千五百分三萬七千七百十九	「センチメートル」 三〇一七五二	「ヤード」 尺一萬二千五百分三萬七千七百十九	「センチメートル」 三〇一七五二
「チェイン」 二十「ヤード」	「チェイン」 二十「ヤード」	日本	「チェイン」 二十「ヤード」	「センチメートル」 三〇一七五二	「チェイン」 二十「ヤード」	「センチメートル」 三〇一七五二	「チェイン」 二十「ヤード」	「センチメートル」 三〇一七五二
「マイル」 千七百六十「ヤード」	「マイル」 千七百六十「ヤード」	日本	「マイル」 千七百六十「ヤード」	「センチメートル」 一四〇〇八三五	「マイル」 千七百六十「ヤード」	「センチメートル」 一四〇〇八三五	「マイル」 千七百六十「ヤード」	「センチメートル」 一四〇〇八三五
「ガロン」 升一萬五千九百二十三	「ガロン」 升一萬五千九百二十三	日本	「ガロン」 升一萬五千九百二十三	「リットル」 三三七八五四三	「ガロン」 升一萬五千九百二十三	「リットル」 三三七八五四三	「ガロン」 升一萬五千九百二十三	「リットル」 三三七八五四三

附録 度量衡比較表













米 國	露 國	
	衡	量
液量「ガロン」	重量「ポント」	「リットル」 三・七八五四三五
「アルシ」	「ヴェドロ」	「キログラム」 〇・四五三二四三
「フント」		「メトル」 〇・七一一〇〇〇〇
		「キログラム」 〇・四九二二四一

第三表 (其ノ一)

日 本	選 羅	海峽殖民地	英領印度	「ホルネオ」	土 耳 其	希 臘	丁 抹	埃 及
一 尺	「ヤード」 〇・九一四一三	「ヤード」 〇・三三三三三	「ヤード」 〇・三三三三三	「ヤード」 〇・三三三三三	「ヤード」 〇・三三三三三	「ヤード」 〇・三三三三三	「ヤード」 〇・三三三三三	「ヤード」 〇・三三三三三
一 升	「ガロン」 〇・八四六三二	「ガロン」 〇・三九七七五	「ガロン」 〇・三九七七五	「ガロン」 〇・三九七七五	「ガロン」 〇・三九七七五	「ガロン」 〇・三九七七五	「ガロン」 〇・三九七七五	「ガロン」 〇・三九七七五
一 貫	「カワネ」 三・〇九〇六	「カワネ」 六・二〇〇五	「カワネ」 三・〇九〇六	「カワネ」 三・〇九〇六	「カワネ」 三・〇九〇六	「カワネ」 三・〇九〇六	「カワネ」 三・〇九〇六	「カワネ」 三・〇九〇六

(其ノ二)

國 名	度 量		衡	
	單 位	日 本	單 位	日 本
選 羅	「ロー」	六尺〇五六	「ヤンクスト」 (乾)	三三三・五六
海峽殖民地	「ヤード」	三尺〇七五	「ヤンク」 (乾)	一六・二八
英領印度	「ヤード」 「ベンガル」 「マドラス」	三尺〇七五 三尺〇七五 三尺〇七五	「ヤンク」 (乾)	二六六・六七
「ホルネオ」	「エツ」	三尺〇七五	「ヤンク」 (乾)	一六・二八
土 耳 其	「アルシ」	三三〇〇〇〇	「ヤンク」 (乾)	三三三・五六
希 臘	「ピツキ」	二尺二八四	「ヤンク」 (乾)	一六・二八
丁 抹	「アレン」	二尺〇七五	「ヤンク」 (乾)	三三三・五六
埃 及	「ザウ」	二尺二六三	「ヤンク」 (乾)	一六・二八
	「ヌラ」	二尺二六三	「ヤンク」 (乾)	三三三・五六
	「ヌラ」	二尺二六三	「ヤンク」 (乾)	一六・二八

「メートル」條約譯文

明治十九年四月十六日勅令

朕明治八年佛蘭西國巴黎府ニ於テ獨逸國外十六箇國ノ間ニ締結セル「メートル」條約ニ加入シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治八年(西曆千八百七十五年)佛蘭西國巴黎府ニ於テ獨逸國外十六箇國ノ間ニ締結セル「メートル」條約譯文

日耳曼皇帝陛下、澳地利洪噶利皇帝陛下、白耳義皇帝陛下、伯西兒皇帝陛下、亞然的音共和國大統領閣下、丁抹皇帝陛下、西班牙皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領閣下、佛蘭西共和國大統領閣下、伊太利皇帝陛下、白露共和國大統領閣下、葡萄牙亞爾加那皇帝陛下、露西亞皇帝陛下、瑞典那威皇帝陛下、瑞西聯邦大統領閣下、土耳其皇帝陛下及ウエネズエラ共和國大統領閣下ハ「メートル」法ヲ萬國ニ施行シ且之ヲシテ完全ナラシメントヲ冀望シ之カ爲メ條約ヲ締結セントニ決定シ各其全權委員ヲ任命スルコト左ノ如シ

白耳曼皇帝陛下ハ巴黎府駐在同國特命全權大使普魯西赤鷲勳章及バガヒエール、サン、エメール勳章ノگران、クロア、フランス、ド、ホヘンローフ、シルリンヒエルスト氏

澳地利洪噶利皇帝陛下ハ巴黎府駐在同國特命全權大使、現侍從兼樞密顧問、金羊毛勳章ノシユヴハリエ並洪噶利サン、エチエンス勳章及レオポール勳章ノگران、クロア、コント、アツボニー氏

白耳義皇帝陛下ハ巴黎府駐在同國特命全權大使レオポール勳章ノگران、ヲフヒシエ及レシジョン、ドノール勳章ノگران、ヲフヒシエ、パロン、ペイヤン氏

伯西兒皇帝陛下ハ巴黎府駐在同國特命全權大使、宮中顧問、クリスト勳章ノコンマンドール、及レシジョン、ドノール勳章ノگران、ヲフヒシエ、貴族ウキコントヲタシュバ、マルコー、アントニヨ、ダローシヨ氏

亞然的音共和國大統領閣下ハ巴黎府駐在同國特命全權大使バルカルス氏

丁抹皇帝陛下ハ巴黎府駐在同國特命全權公使ダスブログ勳章ノگران、クロア、及同勳章ノクロア、ドノール並レシジョン、ドノール勳章ノگران、オフヒシエ、コント、ド、モルトツケ、ウキツトフエルド氏

西班牙皇帝陛下ハ巴黎府駐在同國特命全權公使金羊毛勳章ノシユヴハリエ、及レシジョン、ドノール、勳章ノگران、クロア一等貴族ウキコント、ド、ロカモラ、マルキー、ド、モレン、ドン、マリヤノ、ロカ、ド、トゴール氏及西班牙國地理統計學士院長理學院會員

イザベル、ラ、カトリック勳章ノگران、クロア一等官イバネー氏

亞米利加合衆國大統領閣下ハ巴黎府駐在同國特命全權公使エリエ、ベンジアメン、ウワシニヒユルヌ氏

佛蘭西共和國大統領閣下ハ外務卿、國會議員、レシジョン、ドノール勳章ノコンマンドール、サニツク、テカーズ氏農商務卿、國會議員ウキコント、ド、モー氏及前卿、理學院常置書記レシジョン、ドノール勳章ノگران、クロア一等官イザヌマー氏

伊太利皇帝陛下ハ巴黎府駐在同國特命全權公使サン、モーリス、エ、ラザール勳章及伊太利王冠勳章ノシユヴハリエ、ノگران、クロア一等官並レシジョン、ドノール勳章ノگران、ヲフヒシエ、シユヴハリエ、コンスタンテン、ニカラ氏

白露共和國大統領閣下ハ巴黎府駐在同國特命全權公使ベドロ、ガルウエーズ氏及前特命全權公使フランシスコ、ド、リヴエロ氏

葡萄牙亞爾加那皇帝陛下ハ巴黎府駐在同國特命全權公使サン、シヤツク勳章ノگران、クロア、及葡萄牙ツール、エ、レペー勳章ノシユヴハリエ貴族シヨセ、ダ、シルヴァ、メンド、レアル氏

露西亞皇帝陛下ハ在巴黎同國大使館顧問、現參事院議官露國サント、アンヌ第一等サン、スタニスラス第一等サン、ウラジミール第三等勳章ノシユヴハリエ及レシジョン、ドノール勳章ノコンマンドール、グレゴアール、ヲクイーネツフ氏

瑞典那威皇帝陛下ハ巴黎府駐在同國特命全權公使、瑞典北極星及那威サン、ヲラフ勳章ノگران、タロア、並レシジョン、ドノール勳章ノگران、ヲフヒシエ、パロン、アデルス、ウアールド氏

瑞西聯邦大統領閣下ハ巴黎府駐在同國特命全權公使ジャン、コンラード、ケルヌ氏

土耳其皇帝陛下ハ參謀中佐フスマニエ第四等勳章及メシザエー第五等勳章並レシジョン、ドノール勳章ノオフヒシユ、ヒユスニ、ペー氏ウエネズエラ共和國大統領閣下ハ學士エリセフ、アコスタ氏

右全權委員ハ五ニ委任ノ書ヲ示シ其善真適當ナルヲ認メ以テ左ノ條々ヲ議定ス

第一條 締約諸國ハ共同ノ費用ヲ以テ萬國度量衡局ヲ設立維持シ巴黎府ニ之ヲ常置シテ以テ學術上ノ事ヲ司トラシムベシ

第二條 佛國政府ハ本條約附錄ノ規則ヲ以テ定メタル條規ニ隨ヒ專ラ右目的ニ供スヘキ家屋ノ買入若クハ建築ヲ容易ナラシムルニ必要ナル處置ヲナスヘシ

第三條 萬國度量衡局ハ總テ萬國度量衡委員會ノ指揮監督ヲ受ケテ事務ヲ取扱フヘシ但該委員會ハ締約各國政府ノ委員ヲ以テ組織スル度

量衡會議ノ支配ヲ受クヘキモノトス

第四條 度量衡總會議々長ノ任ハ巴里理學會現職院長ニ委囑スルモノトス

第五條 萬國度量衡局ノ組織暨萬國度量衡委員會及度量衡總會ノ組織及權限ハ本條約附録ノ規則ニ於テ之ヲ規定スヘシ

第六條 萬國度量衡局ハ左ノ事務ヲ擔任スヘシ

第一 新製「メートル」及「キログラム」原器ノ比較監査ニ關スル事

第二 萬國原器ノ保存

第三 定期ヲ以テ各國模製原器ヲ萬國原器及其擬製品ト比較シ且各國標準寒暖計ヲ相比較スル事

第四 新製原器ヲ以テ各國及ヒ學術上ニ於テ使用スル所ノ度量衡原器ニシテ「メートル」法ニ基カサルモノニ比較スルコト

第五 測地用ノ尺度ヲ「メートル」原器ニ照準シテ之ヲ比較スルコト

第六 政府學士協會美術家又ハ學者ノ囑託ニ應ジ諸原器及確定尺度ヲ比較監査スルコト

第七條 度量衡局ハ局長一名補助二名及其他職員ノ必要ナル員數ヲ以テ組織ス

新製原器ノ比較ヲ終了シ之ヲ各國間ニ配分シタル後ハ度量衡局ノ職員ヲ至當ト認ムル割合ヲ以テ減少スヘシ

萬國度量衡局職員ノ任命ハ萬國委員會ヨリ締約各國政府ニ通知スヘシ

第八條 「メートル」及「キログラム」萬國原器及其擬製品ハ度量衡局内ニ保存シ之ニ接近スルヲ得ルハ獨リ萬國委員會ノ權内ニ在ルモノトス

第九條 萬國度量衡局ノ構造創設費及其維持ニ要スル毎年ノ經費及萬國委員會ノ經費等ハ凡テ締約各國ノ負擔金ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ但

其金額ハ締約各國現時ノ人口ニ基キ調整シタル割合表ニ準據シ之ヲ定ムヘキモノトス

第十條 締約各國ハ其負擔金額ヲ毎年度ノ初メ佛國外務省ヲ經由シテ巴里貯金所ヘ拂込ムヘシ右金額ハ入用ノ部度量衡局長ノ證券ヲ以テ

該貯金所ヨリ之ヲ請取ルヘキモノトス

第十一條 本條約ニ加盟スルノ權ハ各邦國ニ許與スルニ付之ヲ行ハントスル政府ハ割賦ノ負擔金ヲ拂入ルヘシ其金額ハ第九條ニ記載ノ基礎ニ依リ萬國委員會ニ於テ之ヲ定ムヘシ且右負擔金ハ本局學術上ニ關スル器具材料ノ改良ニ充ツヘキモノトス

第十二條 締約各國ノ經驗ニ依リ本條約ニ修正ヲ加フルコトヲ有益ト認メタルトキハ協議一致ノ上之ヲ爲スノ權アルモノトス

第十三條 十二箇年ノ期限ヲ經過シタル後締約各國ハ本條約ヲ解除スルコトヲ得ヘシ

自己ノ權利ニ依リ本條約ノ聯合ヲ脫セント欲スル政府ハ該期限ノ盡了スル一年前ニ其旨ヲ告知スヘシ然ルトキハ萬國原器及度量衡局ニ

付テ總テノ共同所有權ヲ放棄シタルモノトス

第十四條 本條約ハ各國特有ノ憲法ニ從ヒ之ヲ批准シ巴里府ニ於テ六箇月内若クハ成ルヘク速ニ其批准書ヲ交換スヘシ而シテ本條約ハ千

八百七十六年一月一日ヨリ之ヲ實行スヘキモノトス

右確認ノ爲メ各國ノ全權委員各並ニ記名捺印スルモノナリ

千八百七十五年五月二十日巴里府ニ於テ作ル

ホヘンローフ

アツボニー

ベイヤン

ヴキコント、グタジュバ

エム、バルカルス

エル、モルトツケ、ウキツフェルド

マルキー、ド、モレン

カルロ、イバネー

エ、ペー、ウワシニビユルヌ

デカーズ

セー、ド、モー

ヂヌマー

ニクラ

ペー、ガルウエーズ

フランシスコ、ド、リヴロ

ジョセ、ダ、シルヴァ、メンド、レアル

ヲクーチツフ

アデルス、ウアールド

ケルヌ

ヒュスニー

エ、アコスタ

「メートル」條約附録

附録第一號

附 録 「メートル」條約譯文

第一條 萬國度量衡局ハ靜閑ト堅牢トノ要件ニ於テ一モ缺ル所ナキ特別ノ家屋中ニ之ヲ設ケヘシ  
 度量衡局ハ原器保管ニ充ツヘキ場所ノ外比較器及天秤ノ据付室數箇、試驗室一箇、書籍室一箇、記錄室一箇、職員事務室數箇及看守小  
 使ノ宿舍數箇ヲ備フヘシ

第二條 萬國委員會ハ該家屋ノ買入使用且其家屋内ニ職課ヲ配賦スルコトヲ擔任スヘシ

萬國委員會ニ於テ買入ル、ニ適當ナル家屋ヲ發見セサル場合ニ於テハ其指揮ヲ以テ調製シタル圖面ニ從ヒ一ノ家屋ヲ建築スヘシ

第三條 佛國政府ハ萬國委員會ノ請求ニ從ヒ度量衡局ハ公益上ノ建造物ナリト告知セシムルニ必要ナル處置ヲ爲スヘシ

第四條 萬國委員會ハ次ニ記載スル如キ必要ナル諸器ヲ製作セシムヘシ即チ「アー、トレ」及「アー、ブ」ノ模製原器ノ比較器、總對ノ膠  
 膜測定器、大氣及真空中ニ用ユル天秤測地用尺度比較器等

第五條 前記家屋買入若クハ建築ノ費用並諸器機械据付及買入費用ハ總計四拾萬法ノ金額ヲ超過スヘカラス

第六條 度量衡局ノ毎年度ノ經費ハ拾萬法トス

萬國度量衡委員會ハ局長ノ發議ニ依リ毎年限額ヲ決定ス但シ其ノ豫算總額ハ拾萬法ヲ超過スルコトヲ得ス以上ノ豫算ハ特別會計報告  
 中ニ記載シ各締約國ニ報告スヘシ

萬國度量衡委員會ハ毎年ノ經費又ハ本則第二十條ニ依ル各國負擔金配付方法ニ變更ヲ爲スヲ必要ト認メタルトキハ委員會ハ其ノ方法ヲ  
 定案シ豫メ之ヲ各締約國政府ニ通知スヘシ

前項ノ通知ハ委員會ノ定案ニ付有效ナル決議ヲ爲ス爲開會スル總會ニ參列スル各締約國代表者ニ對シ各國政府ハ必要ナル訓令ヲ爲ス  
 ヲ得ヘキ適當ナル期間前ニ於テ之ヲ爲スヲ要ス

第七條 條約第三條ニ記載ノ萬國總會ハ萬國委員會ノ召集ニ依リ少ナクモ毎六年ニ一回巴黎府ニ於テ會合スヘシ該總會職ノ職務ハ「メ  
 ートル」法ノ擴張以改良ノ爲メ必要ナル方法ヲ討論シ及之ヲ勸告シ且前總會議後度量衡ニ關シ執行セル最要ノ新法ヲ裁決スルモノトス  
 委員會及第四回總會ヲ議ニ於テ改正)

且又該總會ハ萬國委員會ニ於テ執行シタル事業ニ付同會ノ報告ヲ受ケ且匿名投票ノ法ニ據テ同會員多數ヲ改選ヲナスヘシ  
 該總會議ノ議席ニ於ケル投票ハ締約各國ノ名ヲ以テ之ヲ爲スモノトス即一國ハ一投票ヲ爲スノ權利ヲ有スヘシ  
 萬國委員會ハ當然總會議ノ集會ニ參列スルノ權ヲ有スルモノトス且各會員其政府ノ代表者トナルヲ得

第八條 條約第三條ニ記載ノ萬國委員會ハ委員十四名ヲ以テ組成シ其委員ハ各殊別ナル邦國ヨリ出ツヘキモノトス  
 該委員會ハ最初一回ニ限リ千八百七十二年ノ萬國委員會ノ舊常置委員十二名ト該常置委員選舉ノ際當選者ニ次テ最多票ヲ得タル委員  
 二名トヲ以テ組成スヘシ

萬國委員會々員ノ半数改選ノ際先ツ退會スヘキ會員ハ總會議前後兩會ノ間缺員アル場合ニ於テ假選セラレタル者トシ其他ハ抽籤ヲ以テ  
 之ヲ定ム退會ノ會員ハ之ヲ再選スルコトヲ得

第九條 萬國委員會ハ新製原器ノ監査ニ關スル事業及ヒ締約各國ニ於テ共同一致シテ執行セントスル度量衡ニ關スル百般ノ事業ヲ管理ス  
 ルモノトス

其他該會ハ萬國原器ノ保存ヲ監督スルノ任アルモノトス

第十條 萬國委員會ハ匿名投票ノ法ニ依リ其會長並ニ書記ヲ選任スヘシ右選任ノコトハ締約各國政府ニ通知スヘシ

該會々長書記及度量衡局々長ハ各其出身ノ邦國ヲ異ニスルヲ要ス  
 該會ノ組織ノ一タヒ成リタル後人員ノ新選若クハ新任ヲナサント欲スルトキハ其旨該會ノ本局ヨリ各委員ニ通知シタル後三箇月ヲ經過  
 セサレハ之ヲ行フヘカラス

第十一條 委員會ハ新原器ヲ調製シ其頒配ヲ終ルマテハ少クモ毎年一回集合スヘシ其頒配ヲ終リタル以後ハ少クモ二箇年毎ニ集合スヘ  
 シ

第十二條 委員會ノ議決ハ總テ投票ノ多數ヲ以テ之ヲナシ若シ可否同數ナル時ハ會長之ヲ決スヘシ出席委員ノ數該會ヲ組成スル總員ノ過  
 半数ニ當ル時ニアラサレハ決議ハ其效力ナキモノトス  
 前項處定ニ違ハサルニ於テハ缺席委員ハ其投票ヲ出席委員ニ囑托スルノ權ヲ有スト雖トモ出席委員ハ該囑托ヲ受タルコトヲ證明スヘシ  
 匿名投票ヲ以テ人員ヲ任命スルトキモ亦前同斷タルヘシ

第十三條 委員會ハ會期ヨリ次キノ會期ニ至ルノ間ハ書信ヲ以テ協議スルノ權ヲ有スヘシ  
右ノ場合ニ於テハ其決議ヲ有效トスルニハ委員會總員ニ各其意見ヲ提出セシムルヲ要ス

第十四條 度量衡萬國委員會ハ其會員中ニ缺員アルトキハ假ニ之ヲ補充スヘシ此種缺選舉ハ各委員ニ通知シ書信ヲ以テ之ヲ行フ可シ

第十五條 萬國委員會ハ中央局ノ組織及事業ニ關シ細則ヲ調製シ且條約第六條ニ記載ノ臨時事業ニ關シ賦課スヘキ金額ヲ定ムヘシ  
此支費ハ度量衡學術上ノ器具材料ノ改良ニ充ツヘシ

第十六條 萬國委員會ト締約各國政府トノ書信ノ往復ハ凡テ在巴里府各政府外交官ヲ經由スヘキモノトス  
佛國ノ官廳ニ於テ決了スヘキ諸事件ニ付テハ該會ハ佛國外務省ニ依頼スヘシ

第十七條 度量衡局々長及其補助ハ匿名投票ヲ以テ萬國委員會之ヲ選任スヘシ  
屬員ハ凡テ局長之ヲ任命スヘシ  
局長ハ萬國委員會ニ於テ議決權ヲ有スルモノトス

第十八條 度量衡局々長ハ「メイトル」及「キログラム」萬國原器保存室ニ入ラントスルニハ必ス委員會ノ許諾ヲ得該會員二名ノ立合ヲ受ク  
ヘシ

原器保存室ハ三箇ノ鍵ヲ以テ閉閉スヘシ其一ハ佛國文庫長其二ハ委員會々長其三ハ度量衡局々長之ヲ所持スヘシ  
本局ニ於テ行フ比較ノ普通事務ニハ萬國原器ノ部類ニ屬スル複製原器ノミヲ用ユヘシ

第十九條 度量衡局々長ハ毎年委員會ヘ左ノ報告書ヲ差出スヘシ

第一 前年度決算ニ關スル會計報告書最局長ハ右検査簿上ハ該決算ニ關シ其責任ヲ解カルヘシ

第二 器具材料ノ狀況ニ關スル報告書

第三 前一年間ニ行ヒタル事業ニ關スル一般ノ報告書

萬國委員會ハ又其學術上專科上及事務上ノ諸事業度量衡局ノ諸事業一般ニ關スル年報ヲ締約各國政府ニ送呈スヘシ  
委員會々長ハ其最終ノ會期後ニ行ヒタル事業ヲ總會ニ報告スヘシ  
委員會及度量衡局ニ於テ發スル報告書及公示書ハ凡テ佛語ヲ以テ編成スヘシ該報告書並公示書ハ印刷ニ附シテ之ヲ締約各國政府ヘ送達

スヘシ

第二十條 條約第九條ニ依ル經費ノ各國ノ負擔額ハ本則第六條ニ定ムル經費及各國ノ人口ノ比例ニ依リテ之ヲ定ム但シ其ノ額ハ五百法ヲ  
下ラス一萬五千法ヲ超エサルモノトス

前項ノ額ヲ定ムルニハ其ノ最小及最大額ノ範圍内ニ屬セサル國ニ付之ヲ定メ經費總額ヨリ其ノ額ヲ減シタル金額ヲ其ノ他ノ國ノ人口ニ  
按分シテ之ヲ定ムルモノトス

前項ニ依リ決定シタル配付額ハ二總會議期間中有効ナルモノトシ之ヲ變更スルコトヲ得サルモノトス但シ左ノ場合ニ在リテハ此ノ限ニ  
在ラス

一 締約國中一箇國タリトモ引續キ三箇年間其ノ負擔額ヲ納付セサルトキ

二 三箇年以上負擔額ヲ納付セサル國カ其ノ金額ヲ納付シタルトキ

三 新ニ條約ニ加盟シタル國アルトキ

締約國カ其ノ殖民地ヲシテ「メイトル」條約ノ利益ヲ享ケシメントスルトキハ其ノ負擔額ハ殖民地ト本國ノ人口トヲ加ヘタル數ニ依リ之  
ヲ定ムルモノトス

獨立國ト認メラレタル殖民地ニシテ「メイトル」條約ニ加盟セントスルモノアルトキハ條約上之ヲ一獨立國ト看做ス但シ本國ノ承認アル  
場合ニ限ル(千九百七年十月開催萬國度量衡委員會及第四回總會々議ニ於テ改正)

第二十一條 萬國原器並之ニ附屬スヘキ複製原器及擬製品ノ調製費ハ前條ニ記載ノ割合表ニ依リ締約各國ニ於テ之ヲ負擔スヘシ  
本條約ニ加入セサル邦國ヨリ依頼スル複製原器ノ比較監査ノ費用ハ規則第十五條ニ準據シ定メタル賦課金ニ基キ委員會ニ於テ計算スヘ  
シ

第二十二條 本規則ハ其附屬スル條約ト同一ノ效力ヲ有スルモノトス

ホ、エンローフ  
メイヤン  
エム、バルカリス

アッポエー  
ウキコント、ダタジュバ  
エルモルトツケ、ウキッフェルド

マルキー、ド、モレン  
 エ、ペー、ウワシユビユルヌ  
 セー、ド、モー  
 ニクラ  
 フランシスコ、ド、リヴエロ  
 ヲクイーネッフ  
 ケルス  
 エ、アロスダ  
 カルロ、イバネー  
 テカーズ  
 ガヌマー  
 ハー、ガルウエーズ  
 ショセ、ダ、シルヴハ、メンド、レアル  
 アデルスワールド  
 ヒュスニー

附録第二號

處分規則

第一條 千八百七十二年巴里府ニ會合シタル「メートル」萬國委員會ニ委員ヲ派遣セシ各國ハ本條約ノ同盟國タルト否トヲ問ハス其注文スル所ノ原器ヲ領收スヘシ此原器ハ該萬國委員會ニ於テ定メタル保證ノ諸條件ニ適合シテ製造ノ上之ヲ該國ニ交付スヘシ  
 第二條 條約第三條ニ記載ノ度量衡總會議ノ第一會ハ專ラ該新製原器ノ真否ヲ査定シ且其注文ヲ爲シタル右國ニ配付スルヲ以テ其目的トス因テ千八百七十二年ノ萬國委員會ニ委員ヲ派遣セシ各政府ノ委員及佛蘭西部ノ委員ハ原器真否ヲ査定ニ參與スル爲メ總會議第一會ニ列スル權利ヲ有スヘキモノトス  
 第三條 條約第三條及規則第八條ノ條款ニ從ヒ組織スル萬國委員會ハ千八百七十二年ノ萬國委員會及其常置委員會ノ學術上ノ諸決議ニ從ヒ新製原器ヲ領收シ之ヲ比較スルコトヲ負擔ス最モ爾後經驗ニ依リ必要ト認ムル改正ヲ加フルコトアルヘシ  
 第四條 千八百七十二年ノ萬國委員會佛蘭西部ハ萬國委員ト協同シテ曩ニ依囑ヲ受ケタル新製原器製造ノ事業ヲ從前ノ通り負擔スヘシ  
 第五條 佛蘭西部ニ於テ製造セシ「メートル」ノ模製原器ノ製造費ハ該部ニ於テ定ムル製品一箇ノ製造實價ニ從ヒ關係ノ諸政府之ヲ支拂フモノトス  
 第六條 萬國委員會ハ直ニ成立シテ條約ノ實行ニ必要ナル總テノ豫備ニ從事スヘシ最モ該條約批准書交換前ハ一切費用ヲ要スルコトナカ

ルハシ

ホヘンローフ  
 ベイヤン  
 エム、バルカルス  
 マルキー、ド、モレン  
 エ、ペー、ウワシユビユルヌ  
 セー、ド、モー  
 ニクラ  
 フランシスコ、ド、リヴエロ  
 ヲクイーネッフ  
 ケルス  
 エ、アロスダ  
 アッポニー  
 ヴキコント、サタジュバ  
 エル、モルトケ、ウキッフェルド  
 カルロ、イバネー  
 テカーズ  
 ガヌマー  
 ハー、ガルウエーズ  
 ショセ、ダ、シルヴハ、メンド、レアル  
 アデルスワールド  
 ヒュスニー

度量衡法

明治四十二年三月八日公布  
法律第四號

第一條 度量ハ尺、衡ハ貫ヲ以テ基本トス  
 第二條 度量衡ノ原器ハ白金、「イリヂウム」合金製ノ棒及分銅トス其ノ棒ノ面ニ記シタル標線間ノ攝氏〇、一五度ニ於ケル長サ三十三分ノ十ヲ尺トシ分銅ノ質量四分ノ十五ヲ貫トス  
 第三條 度量衡ノ名稱命位ヲ定ムルコト左ノ如シ  
 度  
 毛 尺ノ一萬分ノ一

附 録 度量衡法

附錄 度量衡法

厘 尺ノ千分ノ一  
 分 尺ノ百分ノ一  
 寸 尺ノ十分ノ一  
 尺 十 尺  
 丈 六 尺  
 間 三百六十尺  
 町 一萬二千九百六十尺  
 里 地積  
 勻 歩ノ百分ノ一  
 合 歩ノ十分ノ一  
 步又ハ坪 三十六平方尺  
 畝 三十歩  
 段 三百歩  
 町 三千歩  
 量 升ノ百分ノ一  
 勻 升ノ十分ノ一  
 合 六萬四千八百二十七立方分  
 升 十 升  
 斗 百 升  
 石 百 升

衡

毛 貫ノ百萬分ノ一  
 厘 貫ノ十萬分ノ一  
 分 貫ノ一萬分ノ一  
 忽 貫ノ千分ノ一  
 貫 百六十忽

第四條 「メートル」法度量衡ノ名稱命位及比較ヲ定ムルコト左ノ如シ

度  
 「ミリメートル」  
 「センチメートル」  
 「デシメートル」  
 「メートル」  
 「デカメートル」  
 「ヘクトメートル」  
 「キロメートル」  
 地積  
 「センチアール」  
 「アール」  
 「ヘクタール」  
 「メートル」ノ千分ノ一  
 「メートル」ノ百分ノ一  
 「メートル」ノ十分ノ一  
 尺ノ十分ノ三十三  
 十「メートル」  
 百「メートル」  
 千「メートル」  
 「アール」ノ百分ノ一  
 歩ノ四分ノ百二十一  
 百「アール」

附錄 度量衡法





金又ハ科料ニ處ス

第十六條 度量衡器ノ製作、修置若ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者又ハ業務上取引若ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

第十七條 度量衡器ノ製作、修置若ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者又ハ業務上取引若ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ又ハ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ヲ科スルコトヲ得ス

第十九條 明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第二十條 第三條及第四條ニ依ラサル度量衡器ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二十一條 本法中罰則ニ關スル規定ハ公務所ニ之ヲ適用セス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

刑法施行法第二十五條第一項第三號中「第七節及ヒ」ヲ削ル

本法施行前ニ於ケル度量衡器ノ製作、修置又ハ販賣ノ免許ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ仍其ノ效力ヲ有ス

度量衡法施行令

明治四十二年六月二十五日公布  
勅令第六十九號

第一條 度量衡法第三條及第四條ニ定ムルモノ、外度量衡ノ名稱命位及比較ヲ定ムルコト左ノ如シ

鯨尺 分 鯨尺ノ百分ノ一

鯨尺 寸 鯨尺ノ十分ノ一

鯨尺 尺 尺ノ四分ノ五

鯨尺 丈 十鯨尺尺

鯨尺 十丈 十鯨尺尺

鯨尺 百丈 百鯨尺尺

鯨尺 千丈 千鯨尺尺

鯨尺 萬丈 萬鯨尺尺

鯨尺 十萬丈 十萬鯨尺尺

鯨尺 百萬丈 百萬鯨尺尺

鯨尺 千萬丈 千萬鯨尺尺

鯨尺 億丈 億鯨尺尺

鯨尺 十億丈 十億鯨尺尺

鯨尺 百億丈 百億鯨尺尺

鯨尺 千億丈 千億鯨尺尺

鯨尺 萬億丈 萬億鯨尺尺

鯨尺 十萬億丈 十萬億鯨尺尺

鯨尺 百萬億丈 百萬億鯨尺尺

鯨尺 千萬億丈 千萬億鯨尺尺

鯨尺 億萬丈 億萬鯨尺尺

鯨尺 十億萬丈 十億萬鯨尺尺

鯨尺 百億萬丈 百億萬鯨尺尺

鯨尺 千億萬丈 千億萬鯨尺尺

鯨尺 萬億萬丈 萬億萬鯨尺尺

鯨尺 十萬億萬丈 十萬億萬鯨尺尺

鯨尺 百萬億萬丈 百萬億萬鯨尺尺

鯨尺 千萬億萬丈 千萬億萬鯨尺尺

鯨尺 億萬億萬丈 億萬億萬鯨尺尺

鯨尺 十億萬億萬丈 十億萬億萬鯨尺尺

鯨尺 百億萬億萬丈 百億萬億萬鯨尺尺

鯨尺 千億萬億萬丈 千億萬億萬鯨尺尺

鯨尺 萬億萬億萬丈 萬億萬億萬鯨尺尺

鯨尺 十萬億萬億萬丈 十萬億萬億萬鯨尺尺

鯨尺 百萬億萬億萬丈 百萬億萬億萬鯨尺尺

鯨尺 千萬億萬億萬丈 千萬億萬億萬鯨尺尺

鯨尺 億萬億萬億萬丈 億萬億萬億萬鯨尺尺

度

「インチ」ノ三十六分ノ一

「フット」ノ三分ノ一

「ヤード」ノ三十分ノ一

「ヤード」ノ三十分ノ一

「チェイン」

「マイル」

「ガロン」

「グレイン」

「オンス」

「ポンド」

「ト」

「ボンド」

第二條 度量衡器ノ製作ノ業ヲ營マムトスル者ハ農務務大臣、修置又ハ販賣ノ業ヲ營マムトスル者ハ其ノ營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ免許ヲ受クヘシ

前項ノ免許ハ製作ノ業ニ在リテハ度量衡器又ハ衡器ニ付各別ニ營業所一箇所毎ニ修置又ハ販賣ノ業ニ在リテハ營業所一箇所毎ニ之ヲ受クヘシ

附 録 度量衡法施行令

附 錄 度量衡法施行令

- 第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケルコトヲ得ス
    - 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ三年ヲ經タル者ハ此ノ限ニ在ラス
    - 二 度量衡法第十四條ノ刑ニ處セラレタル者但シ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ三年ヲ經タル者ハ此ノ限ニ在ラス
    - 三 度量衡法ニ依リ營業免許ヲ取消サレタル後二年ヲ經サル者及營業停止中ノ者
    - 四 前二號ニ掲ケタル者ノ同居者、雇人其ノ他ノ從業者
    - 五 破産又ハ家賃分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者及身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者
  - 法定代理人ニ依リ免許ヲ出願シタル場合ニ於テ其ノ法定代理人カ前項各號ノ一ニ該當スルトキ亦前項ニ同シ
  - 免許ヲ受ケタル者ニシテ第一項第一號、第二號又ハ第五號ニ該當スルニ至リタルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ
  - 法定代理人カ第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ法定代理人ニ依リ營業ヲ營ムコトヲ得ス
- 第四條 度量衡器ノ製作又ハ修覆ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ身元保證金ヲ供託スヘシ
- 度量衡器ノ製作
    - 五百圓
    - 千圓
    - 貳百圓
  - 度量衡器ノ修覆
    - 五百圓
    - 千圓
    - 貳百圓
- 前項ノ身元保證金ハ國債證券又ハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依リ有價證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
- 第五條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ノ期間ハ十五年トス
  - 第六條 度量衡器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ免許ノ區別ニ從ヒ度量衡器、量器又ハ衡器ノ修覆及販賣ノ業ヲ營ムコトヲ得
  - 度量衡器ノ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ハ取締、皿組、鈎組及錘絲ニ付秤秤ノ修覆ノ業ヲ營ムコトヲ得但シ金屬ニ係ル修覆ハ此ノ限ニ在ラス
  - 第七條 度量衡器ノ檢定ハ之ヲ分チテ甲種檢定及乙種檢定トス
- 左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器ニ付テハ檢定ヲ甲種檢定トス

- 一 鋼鐵製卷尺、縮尺又ハ二厘以下若ハ二分ノ一「ミリメートル」以下ノ目盛アル度量器但シ縮尺ノミノ目盛アルモノハ此ノ限ニ在ラス
  - 二 目盛アル玻璃製秤及化學用量器
  - 三 秤量ニ於テ其ノ一萬分ノ一以下ノ重量ヲ感スル天秤
  - 四 重量一厘未満又ハ一「センチグラム」未満ノ分銅及之ヲ含メル組分銅
  - 五 「ヤード、ポンド」法度量衡ノ名稱ニ依ル目盛其ノ他ノ表示アル度量器及衡器
- 前項以外ノ檢定ヲ乙種檢定トス
- 第八條 度量衡器ノ甲種檢定ハ農商務大臣之ヲ行ヒ乙種檢定ハ地方長官之ヲ行フ
  - 第九條 左ノ場合ニ於テハ度量衡器ノ檢定ヲ受ケルコトヲ要セス但シ第一號ノ場合ニ於テハ豫メ農商務大臣ノ許可ヲ受ケヘシ
    - 一 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者輸出若ハ移出シ又ハ取引若ハ證明以外ノ用ニ供スヘキ度量衡器ノ製作、輸入、移入、移入又ハ修覆シタルトキ
    - 二 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ニ非スシテ取引若ハ證明以外ノ用ニ供スヘキ度量衡器ノ製作、輸入、移入又ハ修覆シタルトキ
    - 三 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ノ爲シタル秤秤ノ修覆ニシテ其ノ取締、皿組、鈎組又ハ錘絲ノ金屬ニ係ラサルトキ
    - 四 瓦斯「メートル」又ハ水量「メートル」ヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタルトキ
  - 第十條 檢定ヲ行ヒタル度量衡器ハ第一表又ハ第二表ノ種類ニ屬シ農商務大臣ノ定ムル構造ニ關スル規定ニ適合シ且其ノ器差第三表又ハ第四表ノ公差ヲ超エサルモノニ限リ之ヲ合格トス
  - 第十一條 檢定證明アル度量衡器ニシテ檢定ニ合格セサルトキハ其ノ檢定證明ヲ除去シ又ハ之ニ消印ヲ附ス
  - 第十二條 農商務大臣必要ト認ムルトキハ度量衡器ノ製作、修覆ノ方法若ハ材料ヲ指定シ又ハ其ノ變更ヲ命スルコトヲ得
  - 第十三條 度量衡器ノ取締ハ之ヲ分チテ第一種取締及第二種取締トス
- 業務上取引若ハ證明ノ爲使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スル度量衡器ニ付檢査ヲ行フ第一種取締トス

附 錄 度量衡法施行令

附 錄 度量衡法施行令

前項以外ノ取締ヲ第二種取締トス

第十四條 度量衡器ノ取締ハ地方長官之ヲ行フ

地方長官ハ市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ヲシテ取締ノ執行ヲ補助セシメ又ハ第二種取締ヲ執行セシムルコトヲ得

農商務大臣必要ト認ムルトキハ官吏ヲシテ第二種取締ヲ執行セシムルコトヲ得

第十五條 第一種取締ニ於テハ度量衡法第八條各號ニ該當セサル度量衡器ニ検査印ヲ附ス

第十六條 度量衡法第八條第四號ノ公差ハ第三表又ハ第四表ノ公差ノ二分ノ三トス但シ陶器料、磁器料及玻璃鏡リ枴ニ在リテハ第三表ノ公差ノ四分ノ五、木製枴ノ雜用ノモノ及自働秤ニ在リテハ第三表又ハ第四表ノ公差ノ二倍、瓦斯「メートル」及水量「メートル」ニ在リテハ其ノ表ハス量ノ百分ノ三トス

第十七條 第九條第一號ノ場合ニ該當スル度量衡器ハ検査印ナキモノト雖同條但書ノ規定ニ依ル許可ノ條件ニ從ヒ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲所持スルコトヲ得

第九條第三號ノ場合ニ該當スル桿秤ハ其ノ修履ヲ爲シタル後検査ヲ受ケサルモノト雖之ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ取引上若ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得瓦斯「メートル」又ハ水量「メートル」ニシテ検査印ナキモノ亦同シ

附 則

第十八條 本令ハ度量衡法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十九條 本令施行前ニ於ケル度量衡器ノ製作、修履又ハ販賣ノ免許ハ其ノ免許ノ區別ニ從ヒ效力ヲ有ス但シ本令施行後更ニ免許ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條第二項ノ規定ハ本令施行前度量衡器又ハ量器ノミノ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ニ之ヲ適用セス

第二十條 本令施行前ヨリ「ヤード、ボンド」法度量衡器ノ販賣ノ業ヲ營ム者ニハ明治四十二年九月三十日迄度量衡法第十四條第一號ノ規定ヲ適用セス

第二十一條 本令施行前検査ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ検査印ト看做ス

第二十二條 明治三十年勅令第百十六號ニ依ル検査印ニシテ左ノ度量衡器ニ附シタルモノ及效力ヲ失ヒタル検査ニ係ルモノハ其ノ検査印ナキモノト看做ス

五厘未満又ハ一「ミリメートル」未満ノ目盛アル度量器  
全量ノ十分ノ一未満ノ目盛アル量器

五毛以下又ハ五「ミリグラム」以下ノ分銅

第二十三條 本令施行前製作、輸入又ハ移入シタル度量衡器ニシテ化學用量器瓦斯「メートル」又ハ水量「メートル」ニ在リテハ明治四十三年十二月三十一日迄、「ヤード、ボンド」法度量衡器ニ在リテハ明治四十四年六月三十日迄度量衡法第八條ノ規定ヲ適用セス但シ検査ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

地方長官ハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依リ官吏ヲシテ明治四十四年六月三十日迄前項ノ「ヤード、ボンド」法度量衡器ヲ検査シ之ニ合格シタルモノニハ検査印ヲ附セシムヘシ但シ瓦斯「メートル」及水量「メートル」ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ検査ハ之ヲ検査ト看做ス

第一表 度量衡器 (一)

直 尺	曲 尺	リ 尺	疊 尺	卷 尺	鏈 尺	縮 尺
二分ノ一	勺	勺	勺	勺	勺	勺
合	合	合	合	合	合	合
升	升	升	升	斗	斗	斗
一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二
五	五	五	五	五	五	五
十	十	十	十	十	十	十
一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二
五	五	五	五	五	五	五
十	十	十	十	十	十	十
一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二
五	五	五	五	五	五	五
十	十	十	十	十	十	十

附 錄 度量衡法施行令



度量器		直尺	尺曲リ	尺疊	尺卷	尺鐘	尺縮	尺
秤	天	秤上皿	天	秤	秤量五十「ポンド」以上各種ノ秤			
	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤
分銅	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤
	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤
錘	〇、〇一「グレイン」	〇、〇二「グレイン」	〇、〇五「グレイン」	〇、一「グレイン」	〇、二「グレイン」	〇、五「グレイン」	一「グレイン」	一「グレイン」
	一「グレイン」	二「グレイン」	五「グレイン」	十「グレイン」	二十「グレイン」	五十「グレイン」	一〇〇「グレイン」	一〇〇「グレイン」
	百「グレイン」	二百「グレイン」	五百「グレイン」	千「グレイン」	二千「グレイン」	四千「グレイン」	八千「グレイン」	八千「グレイン」
	〇、〇〇二「オンス」	〇、〇〇三「オンス」	〇、〇〇五「オンス」	〇、〇一「オンス」	〇、〇二「オンス」	〇、〇五「オンス」	〇、一「オンス」	〇、一「オンス」
	〇、一「オンス」	〇、二「オンス」	〇、五「オンス」	一「オンス」	二「オンス」	五「オンス」	一〇「オンス」	一〇「オンス」
	八「オンス」	一「ポンド」	二「ポンド」	四「ポンド」	五「ポンド」	七「ポンド」	十「ポンド」	十「ポンド」
	十「ポンド」	十「ポンド」	二十「ポンド」	五十「ポンド」	五十「ポンド」	五十「ポンド」	五十「ポンド」	五十「ポンド」
	十「ポンド」	十「ポンド」	二十「ポンド」	五十「ポンド」	五十「ポンド」	五十「ポンド」	五十「ポンド」	五十「ポンド」
	十「ポンド」	十「ポンド」	二十「ポンド」	五十「ポンド」	五十「ポンド」	五十「ポンド」	五十「ポンド」	五十「ポンド」
	十「ポンド」	十「ポンド」	二十「ポンド」	五十「ポンド」	五十「ポンド」	五十「ポンド」	五十「ポンド」	五十「ポンド」

第三表 公 差 (一)

種類	全長		公差	公差	公差
	全長	公差			
二厘又ハ二分ノ一「ミリメートル」ヲ超エタル目盛アル直尺、曲リ尺及疊尺	一尺未滿	一厘	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未滿ノモノ、公差ニ五毛ヲ加ヘ八厘ニ至リテ止ム		
	一尺以上	〇、五「ミリメートル」	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未滿ノモノ、公差ニ二、五毛ヲ加ヘ四厘ニ至リテ止ム		
縮尺、二厘以下又ハ二分ノ一「ミリメートル」以下ノ目盛アル直尺、曲リ尺及疊尺	一尺未滿	五「デシメートル」以上	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未滿ノモノ、公差ニ二、五毛ヲ加ヘ四厘ニ至リテ止ム		
	一尺以上	〇、二五「ミリメートル」	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未滿ノモノ、公差ニ二、五毛ヲ加ヘ四厘ニ至リテ止ム		
鍵尺及鋼製製以外ノ卷尺	三尺以下	一分	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノ、公差ニ五厘ヲ加ヘ五寸ニ至リテ止ム		
	三尺ヲ超エタルモノ	三、五「ミリメートル」	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノ、公差ニ五厘ヲ加ヘ五寸ニ至リテ止ム		
鋼製製卷尺	三尺以下	二厘	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノ、公差ニ一、五「ミリメートル」ヲ加ヘ一、五「ミリメートル」ニ至リテ止ム		
	三尺ヲ超エタルモノ	二、五「ミリメートル」	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノ、公差ニ一、五「ミリメートル」ヲ加ヘ一、五「ミリメートル」ニ至リテ止ム		

附錄 度量衡法施行令

種	類	分		長	公	差
		全	分			
全長六十尺未満又ハ二十「メートル」未満ノ度量器	全長六十尺以上又ハ二十「メートル」以上ノ度量器	全長ノ二分ノ一未満	全長ノ二分ノ一以上	全長ノ公差ノ二ノ一	全長ノ公差	全長ノ公差ノ二ノ一
		全長ノ四分ノ一未満	全長ノ四分ノ一以上	全長ノ公差ノ四分ノ一	全長ノ公差	全長ノ公差ノ四分ノ一
全長六十尺以上又ハ二十「メートル」以上ノ度量器	全長六十尺以上又ハ二十「メートル」以上ノ度量器	全長ノ二分ノ一未満	全長ノ二分ノ一以上	全長ノ公差ノ二ノ一	全長ノ公差	全長ノ公差ノ二ノ一
		全長ノ四分ノ一未満	全長ノ四分ノ一以上	全長ノ公差ノ四分ノ一	全長ノ公差	全長ノ公差ノ四分ノ一
量器ノ公差						
枡						
全量						
陶器、磁器、珪瑯塗リ枡以外ノモノ						
全量	量	公	差	全量	量	公
一斗以下又ハ二「センチリットル」以下	一斗以下又ハ二「センチリットル」以下	全量ノ五十分ノ一	全量ノ五十分ノ一	一斗以下又ハ二「センチリットル」以下	一斗以下又ハ二「センチリットル」以下	全量ノ百五十分ノ四
一合以下又ハ二「デシリットル」以下	一合以下又ハ二「デシリットル」以下	全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一	一合以下又ハ二「デシリットル」以下	一合以下又ハ二「デシリットル」以下	全量ノ三百分ノ四
一升以下又ハ二「リットル」以下	一升以下又ハ二「リットル」以下	全量ノ百五十分ノ一	全量ノ百五十分ノ一	一升以下又ハ二「リットル」以下	一升以下又ハ二「リットル」以下	全量ノ四百五十分ノ四

五升以下又ハ十「リットル」以下	五升以下又ハ十「リットル」以下	全量ノ二百五十分ノ一	全量ノ二百五十分ノ一	五升以下又ハ十「リットル」以下	五升以下又ハ十「リットル」以下	全量ノ七百五十分ノ四
五斗以下又ハ二十「リットル」以下	五斗以下又ハ二十「リットル」以下	全量ノ四百分ノ一	全量ノ四百分ノ一	五斗以下又ハ二十「リットル」以下	五斗以下又ハ二十「リットル」以下	全量ノ千二百分ノ四
分量ノ公差 (枡ノ全量ヲ表示スル位置及其ノ底面ヨリ各目盛迄ノ容量ノ公差)						
分						
全量ノ二分ノ一未満	全量ノ二分ノ一	全量ノ公差ノ二分ノ一	全量ノ公差	全量ノ二分ノ一	全量ノ公差	全量ノ公差
全量ノ二分ノ一以上	全量ノ二分ノ一	全量ノ公差	全量ノ公差	全量ノ二分ノ一	全量ノ公差	全量ノ公差

化学用量器

受用「メスフラスコ」	出用「メスフラスコ」	「ビュレット」及「ピペット」	「メスシリンダ」
全量	全量	全量	全量
「一センチリットル」	「五センチリットル」	十分ノ二「センチリットル」以下	「一センチリットル」以下
「二、五センチリットル」	「一「デシリットル」以上	「一センチリットル」以下	「三センチリットル」以下
「五センチリットル」	「二、五「デシリットル」以下	「三センチリットル」以下	「五センチリットル」以下
「一「デシリットル」以上	「五「デシリットル」以下	「五センチリットル」以下	「一「デシリットル」以下
「二「リットル」」	「一「リットル」」	「一「デシリットル」以下	「二「リットル」以下
「二「リットル」」	「二「リットル」」	「二「デシリットル」以下	「二「リットル」以下
「〇、〇五」	「〇、〇一」	「〇、〇二」	「〇、〇八」
「〇、〇三」	「〇、〇六」	「〇、〇一」	「〇、〇四」
「〇、〇一五」	「〇、〇三」	「〇、〇五」	「〇、〇二」
「〇、〇二」	「〇、〇一」	「〇、〇〇一」	「〇、〇〇八」
「〇、〇〇二」	「〇、〇〇一」	「〇、〇〇〇一」	「〇、〇〇〇八」
「〇、〇〇〇二」	「〇、〇〇〇一」	「〇、〇〇〇〇一」	「〇、〇〇〇〇八」
「〇、〇〇〇〇二」	「〇、〇〇〇〇一」	「〇、〇〇〇〇〇一」	「〇、〇〇〇〇〇八」







五〇〇〇ゲ	レ	ー	ン	〇、二五	五「ホ	ン	「フ	五、
一〇〇〇ゲ	レ	ー	ン	〇、五	七「ボ	ン	「フ	七
二〇〇〇ゲ	レ	ー	ン	〇、七五	一〇「ボ	ン	「フ	八、
四〇〇〇ゲ	レ	ー	ン	一、	一四「ボ	ン	「フ	一〇、
〇、〇〇一ロ	ン	ス	」	〇、〇〇八	二八「ボ	ン	「フ	二〇、
〇、〇〇三ロ	ン	ス	」	〇、〇〇八	五六「ボ	ン	「フ	三〇、
定量増進ノ公差					重量ノ一萬分ノ一			

度量衡法施行細則抜萃

明治四十二年六月二十六日發布  
農商務省令第二十八號

第四章 檢 定

第三十二條 度量衡器ノ檢定ヲ受ケムトスル者ハ本則ニ定ムル書式ニ式リ檢定請求書ヲ作り之ニ度量衡ヲ添ヘ甲種檢定ニ在リテハ中央度量衡器檢定所ニ乙種檢定ニシテ其ノ請求者カ製作者、修置者又ハ販賣者ナル場合ニ在リテハ其ノ營業所ノ所在地其ノ他ノ者ナル場合ニ在リテハ其ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ定ムル檢定所ニ之ヲ差出スヘシ

第三十三條 度量衡器カ土地又ハ建物等ニ取附ケラレタルモノナル場合其ノ他特殊ノ事由アル場合ニ於テ度量衡器ノ所在地ニ於テ檢定ヲ受ケムトスル者ハ其ノ甲種檢定ニ在リテハ農商務大臣乙種檢定ニ在リテハ度量衡器ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ願出テ許可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ詳記シタル願書ニ檢定請求書ヲ添附シテ差出スヘシ

前項ニ依リ農商務大臣ニ差出スヘキ書類ハ之ヲ中央度量衡器檢定所ニ提出スヘシ

第一項ノ出願ヲ許可セラレタル者ハ當該官吏ノ旅費其ノ他檢定ニ要スル費用ヲ負擔スヘシ

第三十四條 行政官廳ハ檢定ノ請求アリタル度量衡器ニ付必要アリト認ムルトキハ前條ノ手續ヲ爲スヘキコトヲ其ノ請求者ニ命スルコトヲ得

第三十五條 度量衡法施行令第九條但書ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ度量衡器ノ種類、物質、箇數、許可ヲ受ケムトスル事由及其ノ輸出若クハ移出セムトスルモノニ在リテハ注文者又ハ荷受人ノ住所氏名、輸出若クハ移出ノ時期ヲ記載シタル願書ヲ差出スヘシ

農商務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ出願ニ付其ノ度量衡器ノ標本、製作材料其ノ他必要ナル物件又ハ書類ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

出願人第一項ニ依ル出願ニ對スル許可ノ條件ニ違背シタルトキハ農商務大臣ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第三十六條 製作者、修置者及販賣者外ノ者ト雖度量衡器ヲ所有又ハ所持スル者ハ其ノ檢定ヲ請求スルコトヲ得

第三十七條 檢定證印ハ度量衡器ノ左ノ部分ニ之ヲ附ス

- 一 一度器 目盛ノ各段ノ一端(帶狀麻製ノモノハ麻ノ部分)及分離シ得ル構造ノモノニ在リテハ其ノ各部分ノ中央部
- 二 枱及化學用量器 全量ヲ表記シタル傍及金屬製枱若クハ木製枱ニシテ注口ヲ附シタルモノニ在リテハ其ノ注口
- 三 斗 概 大、中又ハ小ノ文字ヲ表記シタル傍
- 四 天秤上皿天秤及十分秤 桿ノ中央部又ハ其ノ附近
- 五 臺秤 桿ノ末端、秤量ヲ表記シタル傍、休ミノ把手ノ中央部、比例螺旋ノ緊著部及増進臺ノ上面
- 六 上皿秤 桿ノ末端及増進臺ノ上面
- 七 桿秤 金屬製ノモノニ在リテハ直點ノ傍又ハ桿ノ末端、象牙、骨、黑檀又ハ紫檀製ノモノニ在リテハ頭金具、標製ノモノニ在リテハ桿ノ兩端(標製ノモノニシテ鐵製ノ頭金具ヲ附シタルモノニ在リテハ其傍及他ノ一端)
- 八 自働秤 目盛盤又ハ其ノ縁及桿カ外部ニ現ハレタルモノニ在リテハ其ノ桿
- 九 分銅 上面、側面又ハ底面
- 十 錘又ハ増進 上面又ハ側面

第三十八條 甲種檢定ニ合格シタル度量衡器ニ附スル檢定證印ノ離形及種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

附 録 度量衡法施行細則抜萃

打込印及押印

摺附印



第三十九條 乙種檢定ニ合格シタル度量衡器ニ附スル檢定證印ノ離形及種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 大一分二厘平方
- 中二分平方
- 小一分平方

打込印及押印

烙印及摺附印



第四十條 檢定消印ノ離形及種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 大一分二厘平方
- 小二分平方

打込印及烙印



第四十一條 修繕シ又ハ第三十六條ニ依リ請求アリタル衡器ノ檢定ノ場合ニ於テ檢定證印アル板狀分銅、錘、増錘又ハ増錘臺ニハ更ニ檢定證印ヲ附セス

第五章 使用ノ制限

第四十二條 鯨尺ハ布帛ヲ度ル場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第四十三條 木製樹ハ穀類用ノモノニ付爲シタル表記アルモノニ非サレハ之ヲ穀類ノ計量ニ液類用ノモノニ付爲シタル表記アルモノニ非サレハ之ヲ液類ノ計量ニ使用スルコトヲ得ス

第四十四條 五斗以上又ハ百「リットル」以上ノ穀類ヲ計量スル場合ニハ全量一斗未満又ハ二十「リットル」未満ノ樹ヲ使用スルコトヲ得ス

第四十五條 樹ヲ以テ穀類ヲ計量スル場合ニ於テハ圓錐狀斗概ヲ使用スルコトヲ要ス但シ其ノ二合五勺以下又ハ五「デシリットル」以下ノ樹ニハ小ノ表記アルモノニ升以下又ハ五「リットル」以下ノ樹ニハ中ノ表記アルモノ一斗以下又ハ二十「リットル」以下ノ樹ニハ大ノ表記

アルモノヲ使用スルコトヲ要ス

第四十六條 秤ト分離シ得ヘキ錘、増錘、増錘臺又ハ皿ニ附シタル表記ト秤ニ附シタル表記ト異ル秤ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第四十七條 水平ヲ定ムル裝置アル秤ハ其ノ臺ヲ水平ト爲スニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第六章 取 締

第四十八條 地方長官官吏ヲシテ第一種取締ヲ執行セシムル場合ニ於テハ其ノ取締ヲ執行スル區域内ニ於ケル度量衡器ノ使用者ニ對シ日時及場所ヲ指定シテ検査ヲ受クヘキ度量衡器ヲ提出セシムヘシ此ノ場合ニ於テハ地方長官ハ豫メ取締ヲ執行セシムル區域、度量衡器ヲ提出セシムヘキ日時及場所ヲ告示スヘシ

前項ノ規定ハ公務所ニ於ケル度量衡器「水量」「メートル」、瓦斯「メートル」及特ニ地方長官ノ指定シタル度量衡器ニハ之ヲ適用セス

第四十九條 度量衡法第八條第五號ノ構造ハ左ノ各號ノ一ニ該當セサルモノナルコトヲ要ス

- 一 度量衡器ニシテ其要部力毀損、磨滅又ハ腐蝕シタルモノ
- 二 度量衡器ニシテ檢定證印、記號其ノ他表記ノ文字又ハ目盛ノ識別シ難キニ至リタルモノ
- 三 度器ニシテ枉機又ハ経レアルモノ
- 四 端目盛ノ度器ニシテ其ノ端ニ於ケル角力最小目盛ノ一度目以上磨滅シタルモノ其ノ端目盛ニ非サルモノニ在リテハ最端ノ目盛ヲ超ユルニ至ル迄磨滅シタルモノ
- 五 材料ヲ割合セ又ハ繼合セテ作りタル度器及連接部ヲ分離シ得サル構造ノ疊尺ニシテ其ノ目盛アル部分ニ於ケル材料ノ繼目ニ間隙ヲ生シ且材料又ハ連接部力分離シ易キニ至リタルモノ
- 六 麻製度器ニシテ目盛アル部分力切斷シ易キニ至リタルモノ
- 七 度器ニシテ其ノ目盛アル部分力缺損シ又ハ甚シク割レタルモノ
- 八 曲リ尺又ハ徑ヲ度ルニ用ウル直尺ニシテ其ノ角度ノ著シク差ヲ生スルニ至リタルモノ又ハ副枝ノ緩ミタルモノ
- 九 柵ニシテ甚シク變形シ又ハ其ノ口縁ニ緊著シタル材料又ハ鐵帶ニ緩ミヲ生シ又ハ其ノ口縁ノ缺損(全量ノ目盛アルモノニシテ其ノ口縁ノ缺損力全量ノ目盛ニ達セサルモノヲ除ク)シタルモノ若ハ金屬製柵ノ繼目ノ離レタルモノ

附 録 度量衡法施行細則抜萃

- 十 秤ニシテ其ノ口縁又ハ内面カ著シク磨滅シ若ハ反リヲ生シ又ハ其ノ内面ニ於ケル塗料ノ剥落シタルモノ
- 十一 液類ノ計量ニ使用スル秤ニシテ漏水スルニ至リタルモノ又ハ材料ヲ二重トシタル金屬製秤ニシテ其ノ内面漏水スルニ至リタルモノ
- 十二 斗概ニシテ反リ又ハ著シク凸凹ヲ生シタルモノ
- 十三 化學用量器ニシテ重要ナル缺損アルモノ
- 十四 秤ニシテ秤力在機シタルモノ
- 十五 秤ニシテ其ノ刃、刃受、承軸、刃蓋又ハ桿ニ於ケル金具カ離脱シ又ハ刃及桿ニ於ケル金具カ移動シ易キニ至リタルモノ
- 十六 秤ニシテ調子玉ノ遊動シ易キニ至リタルモノ又ハ其ノ用ヲ爲サ、ルニ至リタルモノ
- 十七 調子玉ナキ秤ニシテ其ノ空懸ケ又ハ錘ヲ直點ニ懸ケタル場合ニ於テ之ニ度量衡法施行令第十六條ニ規定ヘル秤量ノ公差ノ四分ノ一以内ノ重量ヲ加減スルモ其ノ睨ミカ一致セス若ハ其ノ桿力水平トナラス又ハ其ノ指針カ直點若ハ標點ヲ指サ、ルニ至リタルモノ
- 十八 水平ヲ定ムル裝置アル秤ニシテ其ノ裝置力水平ヲ定ムルノ用ヲ爲ササルニ至リタルモノ
- 十九 秤ニシテ度量衡法施行令第十六條ニ規定スル公差ニ相當スル重量ヲ感セサルニ至リタルモノ
- 第二十條 第一種取締ニ於テ合格シタル度量衡器ニ附スヘキ検査済印ノ離形及ヒ種類ヲ定ムルコト左ノ如シ
  - 大徑 一分五厘
  - 中徑 一分
  - 小徑 五厘

②

(輪廓内ノ數字ハ毎年其ノ年ノ下位ノ數字ヲ用フ)

検査済印ハ度量衡器ノ見易キ部分ニ之ヲ附ス

度量衡器又ハ計量器ノ比較検査ニ關スル手数料徴收ノ件

明治四十二年四月十三日 公布勅令第九十四號

第一條 農商務大臣ニ度量衡器又ハ計量器ノ比較検査ノ依頼ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納ムヘシ

- 一 度器ノ全長ノ検査ハ一箇ニ付金五拾錢、膨脹率ノ検査ハ一箇ニ付金壹圓、木質又ハ麻布ノ伸縮ノ検査ハ一件ニ付金五拾錢トス
- 二 度器又ハ器具機械ニ附シタル長サ若ハ角度ヲ表ハス目盛ノ検査ハ一箇毎ニ目盛二十迄ニ付金拾錢トシ目盛二十迄ヲ増ス毎ニ金五錢ヲ加フ
- 三 量器又ハ器具機械ヲ附シタル容量ヲ表ハス目盛ノ全量ノ検査ハ一箇ニ付金貳拾錢、膨脹率ノ検査ハ一箇ニ付金壹圓、目盛ノ検査ハ一箇毎ニ目盛十迄ニ付金拾五錢トス
- 四 天秤ノ「ライダー」ノ検査ハ一件ニ付金壹圓五拾錢トス
- 五 分銅ノ重量ノ検査ハ一箇ニ付五百匁未満ハ金五錢、五百匁以上ハ金拾錢、比重ノ検査ハ一箇ニ付金拾錢トス
- 六 寒暖計ノ検査ハ一箇ニ付金拾錢以上金壹圓以下トス
- 七 壓力計ノ検査ハ一箇ニ付金五拾錢以上金貳圓以下トス
- 八 比重計ノ検査ハ一箇ニ付比重天秤ハ金貳圓、浮秤ハ金拾五錢トス
- 九 檢位衡又ハ檢尺器ノ検査ハ一箇ニ付金貳拾錢以上金壹圓以下トス
  - 二段以上目盛アルモノニ付テハ検査ノ手数料ハ各段毎ニ之ヲ納ムヘシ
- 第二條 比較検査ノ依頼ヲ爲ス者ニシテ成績書ノ副本ヲ請求スルトキハ紙數一枚ニ付金拾錢其ノ譯本ニ付テハ一件ニ付金貳拾錢以上金五圓以下ノ手数料ヲ納ムヘシ
- 第三條 手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條第一項第六號乃至第九號ハ明治四十二年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

度量衡器及計量器比較検査規則

明治四十二年四月十三日發布 農商務省令第五號

第一條 農商務大臣ニ度量衡器又ハ計量器ノ比較検査ノ依頼ヲ爲ス者ハ別記様式ノ依頼書ニ現品ヲ添ヘ之ヲ中央度量衡器檢定所ニ差出ス

第二條 明治四十二年勅令第九十四號第一條第六號乃至第九號ニ掲ケタルモノ、比較検査ニ於テ其ノ器差微小ニシテ正確ト認ムルモノニハ證明ヲ附シ其ノ正確ナラサルモノニ付テハ請求ニ依リ成績書ヲ交付スヘシ

第三條 比較検査ノ證明ノ雛形ヲ定ムルコト左ノ如シ



第四條 第二條以外ノモノ、比較検査ヲ終リタルトキハ成績書ヲ依頼者ニ交付ス

第五條 豫メ手数料ノ額ヲ確定シ難キモノニ在リテハ依頼書ニ比較検査ノ結果ニ依リ指定ノ印紙ヲ貼用スヘキ旨ヲ記入スヘシ

前項ノ規定ハ比較検査ノ成績書ノ謄本ヲ請求スル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 當該官吏ハ貼用印紙カ手数料金額ニ相當ナルコトヲ確認シタル後書類ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニ掛ケ黒肉ヲ用キ消印ヲ押捺スヘシ

附 則

本令ハ明治四十二年勅令第九十四號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記)

比較検査依頼書

収入 印紙	貼用シタル収入印紙ノ額	金 何 圓
一品 名	何々	(何箇)何件
一比較検査ノ範圍	全長、全量、角度、膨脹率、目盛、何々(明治四十二年勅令第九十四號第一條第一項第一號乃至第三號及第五號ノモノニ限リ記載スヘシ)	何々(度量衡器ニ限リ之ヲ記載スヘシ)
一物品ノ用途		
右比較検査及依頼候也		
年 月 日	現 住 所	

農商務大臣宛

依頼者 何 某

甲種檢定請求者及度量衡器又ハ計量器ノ比較検査依頼者心得

明治四十二年七月二十二日  
農商務省告示第三百三十二號

第一條 度量衡器ノ甲種檢定ヲ請求シ又ハ度量衡器若ハ計量器ノ比較検査ノ依頼ヲ爲ス者ハ小包郵便其ノ他ノ運送方法ニ依リ其ノ檢定又ハ検査ヲ受クヘキ器物ヲ差出スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ請求者又ハ依頼者カ檢定所又ハ其ノ支所ノ所在地ニ居住セサルトキハ檢定所又ハ其ノ支所ノ所在地ニ器物ノ引取人ヲ定メ其ノ住所氏名ヲ前項器物ノ差出ト同時ニ檢定所又ハ其ノ支所ニ届出ツヘシ

第二條 中央度量衡器檢定所又ハ其ノ支所ニ於テ檢定又ハ検査ヲ爲スヘキ器物ヲ受理シタル後ハ其ノ引換ヲ請求スルコトヲ得ス但シ化學用量器ニシテ破損ヲ生シタルモノニ付テハ此限ニ在ラス

第三條 比較検査ノ依頼ヲ爲ス器物ニハ番號又ハ符號ヲ附スヘシ但シ之ヲ附シ難キモノニ在リテハ其容器ニ附スルコトヲ得 (明治四十三年十二月九日 農商務省告示第六百六十四號)

第四條 檢定請求又ハ比較検査依頼ノ器物ニシテ組立方法ヲ申出テサルモノニ在リテハ當該官吏ハ任意ノ組立ヲ爲スヘシ

第五條 中央度量衡器檢定所又ハ其ノ支所ヨリ器物引取方ノ通知ヲ爲シタル場合ニ於テハ指定ノ期間内ニ其ノ引取ヲ爲スヘシ  
前項ノ期間内ニ器物ノ引取ヲ爲サ、ル場合ニ於テハ檢定所又ハ其ノ支所ハ其ノ器物ヲ請求者、依頼者又ハ器物ノ引取人ノ費用負擔ニ於テ之ヲ返送スルコトアルヘシ

一斗枰使用ニ關スル件 明治十九年三月二十四日發布  
農商務省令第二號

附 則 甲種檢定請求者及度量衡器又ハ計量器ノ比較検査依頼者心得 一斗枰使用ニ關スル件 五七

海里及一尋ノ制

明治五年四月二十四日  
太政官布告第三百三十號

今般海軍省ニ於テ別紙ノ通知定候條其旨可相心得最海里ハ普通陸里ト不混雜可致事

(別紙)

- 一 海里ハ一度六十分一ヲ以テ一里ト定ム即チ陸里十六町九分七厘五毛ナリ
  - 一 尋ハ曲尺六尺ヲ以テ一尋ト定ム但潮圖海底ノ淺深ハ干潮ノ時間尋數ヲ以テ定ムルモノトス
  - 一 (經度ハ英國「グレンウーチ」ヲ以テ暫ク初度トス)
- (但我國ニ在リテハ東京海軍省標準ヲ以テ東經一百三十九度四十五分二十五秒零五ト定ム)

寶石類ノ計量單位ノ値ニ關スル件

明治四十二年十一月十一日  
農商務省令第五十四號

寶石ヲ「カラット」ノ名稱ニ依リ計量スルトキハ二百「ミリグラム」ヲ以テ一「カラット」ト爲スヘシ

大正四年二月廿八日印刷  
大正四年三月四日發行

靜岡縣

印刷者 小長谷勝之助

靜岡縣靜岡市鷹匠町  
參丁目參拾壹番地

印刷所 靜岡印刷株式會社

靜岡縣靜岡市  
鷹匠町目



7.11.22

327  
700

終

